

参議院商工委員会会議録 第九号

平成四年五月十二日(火曜日)
午前十時三分開会

委員の異動

四月二十三日

辞任

合馬

敬君

辞任

大塚

清次郎君

辞任

市川

正一君

辞任

大塚

清次郎君

辞任

市川

正一君

出席者は左のとおり。

委員長	岩本 政光君
理事	中曾根 弘文君
井上	松尾 官平君
福間	知之君
計君	筆君

○本日の会議に付した案件
○金属鉱業等鉱害対策特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院提出)
○ゴルフ場等に係る会員契約の適正化に関する法律案(衆議院提出)

現在、日本の資源の特に重要な素材でありますメタルの需要と供給の関係、大きい流れでは国内生産量が減って輸入があふえている、こういうように伺っておりますが、その状況を御説明いただきたい。

○国務大臣(渡部恒三君) 国内金属鉱山は、我が国の鉱物資源の安定供給確保上最もすぐれた供給源などとして、御指摘のように極めて重要な役割を果たしてまいりましたが、残念ながら円高による国内市況の低迷、鉱量の枯渇などにより数多くの鉱山が閉山を余儀なくされ、昭和五十年には百を超える鉱山があつたものが、現在では二十六に

減少し、お尋ねの自給率もこの期間に銅の場合で一〇・五%から〇・四%へと残念ながら低下してまいりました。

こうした中で、通商産業省としては、金属鉱業事務団による国内資源調査、企業探鉱に対する補助金及び低利融資制度、減耗控除制度などの国内探鉱の支援促進策を推進するとともに、国内鉱山の経営安定化のための超低利融資制度である金属鉱業経営安定化融資制度の適切な運用を通じ、何とか国内鉱山の存続、発展を図つてまいりたいと存しております。

○吉田達男君 概況を御説明の上、主たる対策としての遂行状況を政策的に御説明いただきましたが、こうしたことになぜなったか、こういう原因についてでございます。

日本のおとえば銅は、幕末から明治にかけては銅量において世界で一位になつたこともあるぐらいの鉱業でありますのに、今おとえば国内の生産高が全供給量というものが〇・四%、全く見る影もない。こういうことになつたのはなぜか。これは、資源が枯渇したのか、外国との競争において品質の差がそのようになつたのか、ほかの条件でなつたのか、この辺について原因を分析的に御説明いただきたい。

○政府委員(黒田直樹君) ただいま大臣から申し上げましたように、国内の非鉄金属の自給率といふのが各種の非鉄金属におきまして低下してきているわけでございますが、基本的には、ただいま先生がお話しございましたように、経済性という観点から国内の資源が相対的に不利になつてきたというところに大きな原因があるものと認識いたしております。

○吉田達男君 経済性ということは、例えば採掘をする、製錬をする、製品にして仕上げていく過程で外国に比べてコストが高くなつてしまふ、そ

の競争力において経済的に劣悪になつてきました。こういふことがありますね。

それでは、日本の鉱山の技術、力そのものはそういう状態に放置していいかというと、独立国の日本としてそういうことは許されないと思ふんです。特に決定的な埋蔵量がなくなつた、こういうことではなくて、品位の差等々がコストに大きい影響を与えていたりすることになれば、ここを生産技術なり製鍊技術なり等々の開発によって日本のすぐれた生産力をもつてこれに対応しなければならぬと思うんです。通産省は、工業技術院を初め幾つものこのような機関を持つて技術開発等を促進し実用化されようとしておりますが、これについてはどういう取り組みをなさつておりますか。

○政府委員(黒田直樹君) ただいま先生御指摘ございましたように、鉱山の場合には、鉱床という減耗性の資産を経営の基盤といたしているわけでございまして、そういう観点から新しい鉱床を見つけていくという企業探鉱、これが非常にまず重要な要でございます。また今先生御指摘ございましたように、我が国の鉱山技術は世界的にも高い水準にあるわけでございますが、特に複雑な条件のもとの鉱山技術というのは非常にすぐれたものがあるということでござりますが、なお一層の探査技術の向上のために努力をしていくことが必要である、こういうふうに考へておられるところでございます。

前段で申し上げました企業探鉱の促進という観点につきましては、通産省いたしましても、金属鉱業事業団を通じましていろいろな資源の開発調査あるいは企業探鉱の促進のための支援制度、こういうものを通じまして企業探鉱を促進いたしておるところでございます。

他方、探査技術の向上という点につきましても、金属鉱業事業団を通じまして新しい探査技術の開発といったものの力を入れると同時に、こうした国内鉱山での技術というものを広く承継していくためにいろいろなビデオを作成する等の普及事業も実施をいたしているところでございます。

こうした施策に今後とも私ども全力を挙げて取り組んでまいりたい、かように考えております。○吉田達男君 主に探鉱という点について、鉱床を発見されるという方法を努力しておられる面の説明がありました。大臣が御答弁ありましたように、百社あつたものが二十六社に減つてきておりと。

この鉱床のものは、どちらかというと露頭を発見して鉱床を探す、こういうような原始的なことから始まつたようなものがずっととかつては会社經營をしておつたんですが、最近ではそういうすぐれた探査技術でされると思ひます。しかし、これが経営的に成り立つかどうかについては諸施設あるいは人的な配置等の体制がなければなりません。そういうことになると、新しい探査方法ももちろん。そろん開発してやるべしであります。現在ある鉱山の鉱脈周辺、こういうものを重点的に探査をするれば生産体制がその周辺にあるわけであります。人的にはそういうことを重点的に探査をやられるべきではないかと思います。

衰微する話ばかりでは景気が出ませんので、最近ヒットになつたような鉱脈大発見、こういうようなことがちらつと出だすようにも思ひますので、その辺も御説明いただきたいと思います。

○政府委員(黒田直樹君) おっしゃるように、探鉱活動を重点的に実施する必要があると私どもも考へております。この点につきましては、昭和六十三年の鉱業審議会の答申をいただきまして、先ほど申し上げました金属鉱業事業団による資源開発調査というのもも重点的に現在実施いたしてい

るところでございます。

先生御案内のように、これまでにもこの金属鉱業事業団の調査を通じまして、例えば黒鉱の秋田県での深沢鉄鉱床あるいは世界的に有数の金鉱山でござります鹿児島県の菱刈鉱床などもこうした金属鉱業事業団の調査を通じまして発見され、またそれが生産に移行したものでございます。ごく最近におきましては、先ほども鉱業審議会の答

申に基づきまして重点的と申し上げたわけでござりますが、特に金銀鉱床あるいは金銀を含みます多金属鉱床を重点的に探査の実施を行つているところでございまして、九州の中北部地域あるいは北海道から青森におきます渡島、下北地域、あるいは北海道の定山渓などにおきまして金銀などの有望な鉱兆を捕捉いたしているところでございます。

ただ、これ数年にわたつて調査を実施しているところでございまして、平成四年度におきましてもささらに一層、ただいま先生御指摘ございまして、平成四年度におきまして新たに稼行鉱山の増加はあるいは新規優良鉱山の発見のために重点的に調査を継続してまいりたい、このように考へているところでございます。

○吉田達男君 日本も条件としては地形として必ずしも悪いことはないのでありますから、努力してそういう成果を上げておられれば、全体が沈んでばかりでないで積極的に願いたいと思う。山には榮枯盛衰がある、昔で言えば山師が発見をしてそれが一人前の鉱山になるまでに人の手を何回も渡りながら完成されて、壯年期になり、また衰微してくる。この間の鉱山経営のリスクといふものは、探鉱をしてそれが経営ベースに乗るまでが問題で、果たしてそれが成功するかしないかわからぬのにそれをやらなければならぬ。また、もう衰退期に入つて埋蔵量その他品質も悪くなつてきたときに坑内水を始め鉱害の処理をしなければならぬ。これをしなければ鉱山の一代は責任を全うできないのでありますから、この前と後ろの大きなリスクをどのようにカバーするか。景気のいいところは自分でやらなければならぬかもしれませんが、そのやれないところをしのがれますが、日本は国として必要なメタル資源が確保できなければ日本が生き残らぬことはどうもおくれていてんじやない、こういうことであります。

そこについては、今そういうテーマのもとに法律を出されたのでありますから、この特にリスク重金屬が出るのであります。概して言うと、あいつアルカリの石灰を投入して落として、その石灰投入の後の廃物をどこかに置く、こういうようなオリジナルなやり方の繰り返しのようと思わ

ますように、金属鉱業事業団を通じて調査あるいは税制に基づきましてこのリスクのカバーを行う、それから一時的な価格の変動あるいは景況等によりまして国内の鉱山が経営の基礎を失われることがないように低利の融資制度を通じまして経営安定化を図る、あるいは先ほど来申し上げておりますように技術の開発を促進する等々の措置を講じておるところでございます。

私は引き続き、先生御指摘ございましたような目的に沿いまして全力を挙げて取り組んでまいりたい、このように考へておるところでございます。

○吉田達男君 現在ある制度については伺いましたが、実際にはそれを実らせるために予算も適切に獲得して、またそれを執行されなければならぬので、その辺の重要度の認識というものがもとになつて、活動のエネルギーでありますから、そのところを期待いたしますので、これは頑張っていただきたいと思います。

技術開発については、探鉱について特に説明がありました。製鍊については答弁がない。これは、日本の通産省における技術の粹を集めて外国に対して生産コストを下げ、またそこで働く人たちが三長だと言われるようなことにならないよう近代的なものを求めてまたやらなければならぬ。そういうようなことはどうもおくれていてんじやないか。この点についてははどうか。

また、水処理については、特に硫黄化合物初め重金屬が出るのであります。概して言うと、あいつアルカリの石灰を投入して落として、その石灰投入の後の廃物をどこかに置く、こういうよ

れる。しかし、これも日本の技術からすればこの水処理の新しい技術開発もやられなければならぬと思うのであります。この辺のもう一つの技術的な突っ込みについてはどうなつてあるか、重ねて御答弁をいただきたいと思います。

○政府委員(鈴木英夫君) 先生御指摘の金属鉱業等におけるます鉱害防止技術、特に水処理技術でございますけれども、これにつきましては、鉱害防止技術全般につきまして昭和五十年度から金属鉱業事業団がさまざま研究調査を行つております。現在までに例えば中和殿物の坑内への還元技術でありますとか、あるいは殿物を造粒いたしまして量を少なくする技術、あるいは坑廃水の生物処理技術、これは特に從来の中和という概念を超えて生物処理をしていこうというような調査研究が進められてまいりました。その成果は既に多くの休廃止鉱山の坑廃水処理に活用されておるところでございまして、今後ともこのような調査研究を進めてまいりたいというふうに考えております。

ただ、先生御承知のように、休廃止鉱山におけるます坑廃水処理につきましては、処理コストが毎年多額に上る、あるいは処理によりまして発生す

る中和殿物の廃棄場所の確保が必要になるとい

うような特殊性がございまして、そういう点につきましてなお現在技術的に解決すべき課題を有しておるというふうに認識しておりますので、今後とも

私たちも金属鉱業事業団を中心といたしましてこの種の技術開発を鋭意推進してまいりたいと考

えておる次第でございます。

○吉田達男君 金属鉱業事業団が努力しているこ

とは伺いました。これは、實際の運営をするため

に実用化できる、つまりコストその他を考え理

論的に追求するというよりも、実践を通して具体的な事業でやろうという対応の中で努力しておられる。しかし、坑内水等にいたしましても半永久

に出てくる、こういうようなものの処理について

は、絶望的に長い間鉱山の栄枯盛衰にかかわらず

責任を持とうということになつて、これをやると

抜本的なことを考えなければならぬ。抜本的なこ

とを考えるというのでは、金属鉱業事業団のみ

頼つてもいかぬので、通産省としての先ほどから

言つたような総力挙げての試験研究機関でやるべき

だ、こう言うんだけれども、どうしてもそういう

態度表明がないので重ねて聞くんですが、どうな

んですか。

○政府委員(鈴木英夫君) 先生御指摘のよう

に現在坑廃水処理技術につきましては、金属鉱業事

業団ではむしろ実用化研究といいますか、現場に

適用できる応用研究あるいは実用化研究という段

階での研究をやつておるわけでございます。た

だ、将来先生がおつしやる抜本的な新技術とい

うようなものを開発していくためには、どうし

ても基礎的な研究あるいは要素的な研究とい

ううなものも必要になつてしまいるわけでございま

して、こういう研究につきましては、通産省傘下の

國立の研究所、こういうものの成果に期待すべき

点も多いわけでございます。

例えば、現在通産省の工業技術院に、從来公害

資源研究所と言つておりますけれども、これは

今般資源環境技術総合研究所ということで改組を

いたしまして、今後環境技術の開発に一層積極的

に取り組むことにしております。さらに、微生物

工業技術研究所というのがござりますけれども、

そういうところが行つております微生物関連の研

究の成果も将来環境問題の解決のために活用され

ることが期待されておるわけでございます。さら

に、金属鉱業事業団の行つております技術開発に

つきまして、鉱害防止技術開発委員会の委員と

して工業技術院の研究官が参加をするというよ

うことで連携を図つてきているところでございま

す。

通産省といたしましては、今後とも、傘下の国

立研究所の環境関連技術開発を推進するというこ

とと同時に、金属鉱業事業団の実用化研究、これ

との有機的結合を図つて、今後の新しい技術開発

に取り組んでいきたいというふうに考えておるわ

けでございます。

○吉田達男君 せつからく努力を願つて、予算もと

つて体制も整えて、御答弁いたいたのでやがて

はあらわれると思ひますので、なるべく可及的速

やかに願いたいものだと思います。

○吉田達男君 せつからく努力を願つて、予算もと

つて体制も整えて、御答弁いたいたのでやがて

保護するということからいえば、魚のすむ川といふものが自然としてのパロメーターになるんじやないかと思うのであります。この辺についての見解はどう通産省の方ではお持ちでありますか。

○政府委員(鈴木英夫君) 私ども、先ほど申し上げましたように、鉱山保安法において水質汚濁防止法の規定により定められました値またはそれよりも厳しい値を基準にして排出基準を遵守しているということでございまして、このよな排出基準によります坑廃水処理で基本的には河川に魚が生れるような状態になつてゐるものというふうに認識をしております。特に、休廃止鉱山において酸性度の高い坑廃水あるいは有害重金属を含んだ坑廃水の処理を継続実施することによりまして、現段階におきまして下流において公共用水域の水質が改善されて、例えば上水道とか工業用水に利用されるようになつたとか、あるいはサケが遡上してきたとかあるいはイワナとかヤマメとかアユ等の生息が見られるようになつた、あるいはホタテガイの養殖の安定化など沿岸漁業にも貢献しているという例が見られておりまして、私ども、この基準を遵守してまいることによって環境の保全に十分資し得るものというふうに考えておる次第でございます。

○吉田達男君 今報告は、こういうよな改善の結果が見られる。こういう報告でありますから、改善されるまではやはりそういう状況もあつたといふことを認めておられると思うのでござります。

せつかく努力願いたいが、河川の方でおいでただいておるので、この辺の見解についていかがでござりますか。河川に魚がすんでいないところというのは全国的にはどのくらいあるのか、それについての河川当局としての、水質維持についての方策、見解、この辺をお伺いいたしたいと思ひます。

○説明員(市原四郎君) 河川といたしましては、魚が十分すんでおるような川というのが非常に望ましいということで、我々も努力しているわけであります。

ございます。突然の御質問で、魚のすんでいない川が全國でどれくらいあるかといふのは、ちょっと詳細な資料を持ち合わせていないわけでございませんが、全國の河川で、環境庁も含めまして大体四千箇所で水質をはかつておるわけでございませんが、そのうち建設省は千カ所程度だったと記憶しておりますが、健康項目につきましてはその四千カ所のほとんど箇所で満足しておりますけれども、そのうち建設省は千カ所程度だったことはないという状況であると認識しております。

○吉田達男君 現実はそういうところがあつて、魚になつたことがないのでわかりませんが、想定するところ、原水が三・三ぐらいのPHで物すごい酸性のが出でてくる。改善して放流するのに、PH七が中性だけれども、そこまでやると、さつき言った金属鉱業事業団だつて経費を考えますから、水質基準に合致すればそこまでということで、コストも考えるわけであります。そこでやや酸性のものも流れる。物によつては、生野のように、PH九までアルカリに戻しておいてそれで全部重金属を落とした上で塩酸を入れて七にして放流する、こういうふうにすればいいだらうと思うけれども、魚にとつてみればそういう無機の処理をした水はおいしくないんだろうと思うのであります。魚がどのくらいの嗜好について文化性があるかどうかわかりませんが、すまないのであります。そういうよなことについては、努力は認めるけれども、やはりもつとそれぞれについて留意を願つて対策を講じていただきたいと思います。それを要望しております。

河川当局につきましては、特に鉱山から汚染された水が出てきた昔の経過の中で、河川の中に沈殿をしておる。だから、山元をせつかくきれいにしても、その河川に行くとまた水が汚れてしまふ。それがかんがい水に行くのですから、田んぼの方も汚れてしまう。こういうことが続いていたんで、田んぼの方は公害防除特別土地改良事業で改善をする、山元の方は通産省の方が責任を持っています。

○説明員(市原四郎君) 河川といたしましては、魚が十分すんでおるような川といふのが非常に望ましいということで、我々も努力しているわけであります。

ございます。突然の御質問で、魚のすんでいない川が全國でどれくらいあるかといふのは、ちょっと詳細な資料を持ち合わせていないわけでございませんが、全國の河川で、環境庁も含めまして大体四千箇所で水質をはかつておるわけでございませんが、そのうち建設省は千カ所程度だったと記憶しておりますが、健康項目につきましてはその四千カ所のほとんど箇所で満足しておりますけれども、そのうち建設省は千カ所程度だったことはないという状況であると認識しております。

○吉田達男君 現実はそういうところがあつて、魚になつたことがないのでわかりませんが、想定するところ、原水が三・三ぐらいのPHで物すごい酸性のが出でてくる。改善して放流するのに、PH七が中性だけれども、そこまでやると、さつき言った金属鉱業事業団だつて経費を考えますから、水質基準に合致すればそこまでということで、コストも考えるわけであります。そこでやや酸性のものも流れる。物によつては、生野のように、PH九までアルカリに戻しておいてそれで全部重金属を落とした上で塩酸を入れて七にして放流する、こういうふうにすればいいだらうと思うけれども、魚にとつてみればそういう無機の処理をした水はおいしくないんだろうと思うのであります。魚がどのくらいの嗜好について文化性があるかどうかわかりませんが、すまないのであります。そういうよなことについては、努力は認めるけれども、やはりもつとそれぞれについて留意を願つて対策を講じていただきたいと思います。それを要望しております。

河川当局につきましては、特に鉱山から汚染された水が出てきた昔の経過の中で、河川の中に沈殿をしておる。だから、山元をせつかくきれいにしても、その河川に行くとまた水が汚れてしまふ。それがかんがい水に行くのですから、田んぼの方も汚れてしまう。こういうことが続いていたんで、田んぼの方は公害防除特別土地改良事業で改善をする、山元の方は通産省の方が責任を持っています。

○吉田達男君 今質問いたしましたように、河川は頑張つてもうけれども、前後との関係があつて、全体的には事業効果を上げるためにそれぞれのいわばピッチが合わなければ結果があらわれにくく、こういう状況にあるわけですね。何%算額をふやしていくというのは全体的にはそれでいいのですが、箇所によりましてこれはほんのいわばピッチが合わなければ結果があらわれにくく、この法律の改正点の重要なところは、金属鉱業事業団に鉱害を処理しておる会社の方から基金を拠出して、その運用益でもつて鉱害処理をしかるべき法人を設立してその法人に事業をさせる、こういう仕組みでございます。

そこで、具体的にお尋ねいたしますが、拠出金についてであります。この拠出金の根拠は、国式で言うと、年間の処理費から、年間、公団の処理についての自然、他者分といいますか補助金をもつて工事をやつておる、それを引いたものに正

味会社の方が負担をした金額ということになりますが、二十年間掛けたということで拠出金を出すことになります。

○吉田遼男君 私が指摘しましたものはカウンターされる、こういうことでわかりまして、突然大きいい落とし穴が出てきても、将来困るということがあつてもならぬと思って聞いたわけであります。個々の事情もそれぞれ精査しながら参入する業者に対して納得のいくところで結める、こういう態

ス・バイ・ケースで応じるということですから、それは必ずしも業者を泣かせるのが自慢じやないんですから、公共的にも審議会の方も配慮するような文言になつていますから、その辺も願いたいといふ。

事業団が融資をする制度もござりますので、そういうもので発生源対策をしていただぐ。

度と承ってよろしいかと思います。

から、鉱害を減衰させるために工事をする、そうすれば後々の費用負担も本当は少なくなるんだろ

方式も難しゅうございまして、かつ法の安定性と
いう点から見まして、この立法体系からいつて

にか役、ノミ、シ、金洋を産業廃棄物としてどこかに蓄積して、最終処分地に置いておりますね。そういう最終処分地があれば年間は一般的なランニングで済むんだけれども、何年かすると、最終処分地の方がいつぱいになつてしまつて、また堰堤をつくってダムをやると、これがまた何億、何十億かかる場合もある。そういうようなものは、この処理費のカウントの中に組み込まれているのか、組み込まれないのか、その辺をお伺いいたします。

○政府委員（鈴木英夫君） 現在、この基金の拠出をします主なる目的はやはり坑廃水処理を恒久的にやつていこうということでありまして、その前

ませんから、何年か続く。そういう間に、六年間の
中でまた拠出金を払わなければいかぬといふこと
とで今までの計算で払うというとこれはどうなる
と

拠出金に反映させることは困難だという、結論的に言えばそういう答弁でありましたが、私は、評価をして具体的に出たならばカウントする

○政府委員(鈴木英夫君) 私ども、この基金への拠出金の算定の基礎となります坑廃水の処理費用につきましては、大きく分けまして三つほど考えております。一つは、人件費、薬剤費あるいは電力費等の先生おっしゃるランニングコストといいますか坑廃水処理費用でございます。二番目は、施設の補修、改修等の維持管理費用を考えております。それから三番目は、施設の更新費用、これは将来また更新しなければいけないということが考えられますので、そういう更新費用。この三つのジャンルに考えておりまして、先生御指摘の中和殿物の最終処理費用につきましても、この基金拠出の算定に組み込んで考えるべきであろうというふうに考えております。

その際、実際に処理地にかかる費用をどのぐ

では十分やつてもらつた上で、その後の坑廃水処理について基本的に拠出金制度で賄つていくといふことが原則にならうかと考えております。

○政府委員(鈴木英夫君)　先生御指摘のよう、
略三原付議會にて、二三の問題が争はれた
します。

らいい見込みかにつきましては、殿物造粒技術の適用等によります殿物堆積場の延命効果であります。などが、あるいは殿物の坑内還元の可能性等の技術開発、あるいは個々の鉱山の事情と、いうようなものの勘案して、ケース・バイ・ケースで適切に算定していくということであらうかと思ひます。

るわけですから、それはカウントを、計算上一定のところ以上はやりにくいんだろうと思う。考え方として入っておるとのことですから、ケー

考えております。これにつきましては、特に先ほどの金属鉱業事業団の技術開発の成果でありますとかいろんなものを適用しながら、かつ金属鉱業

力があつてやるというわけですから、そういうものについては理論的には拠出金をもつて一時金で後の処理を託すということと理屈では合わないことになるんです、答弁しておられますけれども。だから、考え方としての配慮はわかりますが、実際の現実ではなかなか厳しいものがあるんだろうと私はその場面を想定しますと思います。これはさつきも言いましたように見解ですから、またそれなりの御判断を受けとめてやつていただきたいと思います。

今すぐ急に君子は豹変しないようありますから、次の質問をいたしますが、この十二条には、災害とかインフレによって費用の増加があつた場合にこれをさらに追加徴収を、拠出を求めるということがあるように書いてあります。実際に要れば、これは仕方がないと思います。さきのカウントについての評価によつて拠出金を異動させるといふことについては消極的な答弁で、運営の安定性を欠くようなことを言っておられましたが、場合によつては取るけれども、よくなつても返さぬ、こういうことはどうかと思うんです。

私は若干の経験で言いますと、坑内水が一定のところは分に三トンくらい出ておりましたが、急に十トンぐらい出るような状況になつてしまつた。そうすると、石灰の投入量が莫大にふえちゃうんですね。だからランニングが大変高くなつて、原因を調査したら谷の河川の底が抜けて、たまたま坑道が下を走つていたのですからその中に河水が流れ込んで流量があつたんです。これは大変だということでも手当てをしたら、そつちからかねて流入しておりましたものがとまつたものですから、今度は分に一トンぐらいの水量になつた。そうしたら、もとの三トンからすると大変に経費も低減されるということあります。つまり、災害によつて大変ふえることもありますけれども、その手当てによつて大変に減るということもあります。

この条文を見ると、災害のときには追加徴収をするけれども、減つても返すとも言わぬし、減る

よう努めをして施設改善をしてランニング費用が減つてもこれはカウントしないと言うし、これは法律としては公平を欠くのじゃないかと思うわざつたようないいことだと思います。

○政府委員(鈴木英夫君) 先生御指摘のように、坑廃水処理業務を永続的かつ確実に実施します上で、例えば災害でありますとか、あるいは人為的な制度の変更、つまり環境規制が強化されたといったようなこと、あるいは予想し得ないような経済変動、ハイパーインフレ等が起りました場合には、基金の運営に支障が生じることになりますので、原則として、これはPPPの原則ということで採掘権者等に対しても追加拠出を求めることがあります。

ならざるを得ないというふうに考えております。

ただ、片一方で実施中に技術開発が進みまして、かなり坑廃水処理のコストが低減されるというような場合には、これは基金の拠出を返還するということは、先ほど申し上げましたように法的に言いましてかなり難しい問題ではございます。

片方で、先生からも御指摘がございましたように、自然汚染分、他者汚染分というのは国の補助金等で手当をすることになつております。

在の算定方式でいきますと、この自然汚染分といふものを一定の値で決めることになつております。

それで、いろいろ努力の結果自己汚染分が減つてしまつたというふうな形でこれを運営してまいりたいと

いうふうに考へておきます。

○吉田達男君 間接的には対応としては正されるべきものが方法としてある旨の御答弁で、本質論では意見はありますが、それなりの対応についても期待をいたしております。

この拠出金は、要つた費用でありますか、さきに答弁のあつた他者汚染あるいは自然汚染分、これは国でもつて、また地方公共団体でもつて補助

としてやる、こういう部分についてであります。ただし、今までの経験によりましてそういう問題につきまして坑内の状況をシミュレーション

することによって、現在は非常に複雑な計算をしておられますから、その辺も酌んでのことと思

います。

しかし、これをもうちょっと具体的に詰めていくと、それじゃその自然汚染分の処理費について

が、鉱業審議会が鉱業権者にとつて過重な負担とならないように留意すべしと、こういう答申を出

けです。これについての見解をお伺いいたしま

す。

○政府委員(鈴木英夫君) 先生御指摘のように、坑廃水処理業務を永続的かつ確実に実施します上で、例えば災害でありますとか、あるいは人為的な制度の変更、つまり環境規制が強化されたといったようなこと、あるいは予想し得ないような経済変動、ハイパーインフレ等が起きました場合には、基金の運営に支障が生じることになりますので、原則として、これはPPPの原則といふことで採掘権者等に対しても追加拠出を求めることがあります。

ならざるを得ないというふうに考えております。

ただ、片一方で実施中に技術開発が進みまして、かなり坑廃水処理のコストが低減されるというような場合には、これは基金の拠出を返還する

こと、あるいは労賃その他他の費目の算定基準をやつぱり見直す。こういう形で、答申にある国及び地方公共団体の予算の充実等に努めるべき

と、こういうような趣旨を踏んだ改善努力が具体的にどう検討されているのか。この辺をお答えいただきたいと思います。

○政府委員(鈴木英夫君) 自然汚染あるいは他者汚染の考え方でござりますけれども、この金属鉱山の坑廃水の問題におきまして自己汚染分、自分の責任で出てくるものとそれから自然、他者汚染が混然一体となつて流出していく、こういう問題は、採掘跡からの坑水のみに見られる非常に特殊な問題ではないかと私も考えております。

これは、基本的には先生よく御承知のように、採掘しますと地下水位が下がつてくる。それによつて採掘跡のいろんな金属類等が空気にさらされ酸化をして、そこに雨水等が入りますと、それが溶出しやすくなる、溶け出して出てくるという問題なんですねけれども、一体それは採掘のために生じたのか、もともと自然に出てくるものなのか、あるいはほかの人が掘つたために出てくるのかということで、これはかなり難しい問題であります。

○政府委員(中田哲雄君) 指定鉱害防止機関として具体的に予定されております財團法人につきましては、現在日本鉱業協会の中に設立準備委員会を設けまして検討をしているところでございまして、まだ組織、体制等については固まっていない段階ということでございます。

○吉田達男君 固まつていなければ答えようがない。構想といいますか、概要をお尋ねいたしました。

100

○吉田達人君 これは金属鉱業事業団の運用益で
もってやるということで、金属鉱業事業団はまた
通産省が所管をしておる、国の機関にかわるよう
なものです。つまり、そのものが資源環境センタ
ーを運営というか動かすわけでありますから、こ
れは国の出資があつてしまかるべきだと私は思いま
す。

これは、実際に工事をするとなれば相当の施設も必要でありますから、出資金も相当にならざるを得ない。こういうことになれば、話が固まつていいけれども金を出資しないということだけ固まつてはいる。こういうことじゃ弁否としていただけませんから、これは国は出資を願いたいと思ひます。

くということにしております。
その基本的な理由は、やはりあくまでもこの坑
廃水の処理というのは、基本的にはPPPの原則
によつて責任者が全うしていく問題であるといふ
ことがござりますし、かつこのセンターといいま
すか指定法人をつくります理由の一つに、現在各
社がばらばらで多数の人員をかけながらやつてお
ります坑廃水処理をこの財團法人に吸収すること
によりまして、人員的にも、あるいは仕事の内容
としても効率的に行ひ得るといふことも一つの目
的に入つておりますし、そういう意味では鉱業権
者のメリットもあるといふことありますので、
民間の出捐によつてやつていただきたいなどと
あります。

て、実際の工事費については、先ほど来のお話の拠出の実績、あるいは国のはるかにいろいろな補助金、他者汚染分、自然汚染分の補助金等で賄はれていくわけでございますので、出捐金で賄うべき部分というのは、相対的に極めて小さい部分であるというふうに私も考えております。国としては、むしろ先ほど申し上げましたような基金に対します税率の税制上の措置でありますとか、あるいは自ら努力をすることによってこのセンターを守り立てていきたいというふうに考えておる次第でござります。

○吉田達男君 原因者負担という原理を前に立てて、それを崩そうという気は全く私にもありません。これはもう大原理でありまして、そのルールを壊したらいけません。しかし、国として相当の支援はやはり願いたいと、こう言つておるわけであります。

そこで、次の質問であります、当面水処理をするということを事業目的に想定して進めておられます、これは限定されるものなのか。そういうふうな今水処理をしておられる数社が、近隣で協力関係になつて統合されたりすればさらなる効果があるという意味合いで言うと、それはまた水処理以外の事業にもその事業分野が拡大されるということが含まれるのか、含まれないのか。あるいは都道府県がその休廃止鉱山としての公的な処理をしておりますが、そういうものと隣接したような地形のところも、私の頭の中ではちょっとあの辺もある辺もという感じがあるんですが、そういうようなものとの業務提携のようなものはある得るのか。この辺について、業務の内容をもう少し、余りかたくにならずに御答弁をいただきたいと思います。

○政府委員(中田哲雄君) 委員御指摘の資源環境センター、仮称でございますけれども、これにつきましては、今御審議いただいております新法に基づく坑廃水処理事業を本務とするわけでございますが、一般、私ども礦業審議会の建議をいただ

きまして、その中でも財団に集積されておりま
す、今後集積されます人材あるいは専門能力を抗
廢水処理以外にも効果的に活用すべきである、これ
がこの財団自体の職員の活性化にもなるんだろうう
といふような御審議あるいは御建議をいただいて
おるわけでござります。

このようない点を踏まえまして、今後、財団の財
政基盤あるいは組織の基礎、こういったものの固
まりぐあいも見ながら、望ましい事業があれば、
坑廢水処理事業とあわせまして積極的に進めてい
くように私どもいたしましても応援をしていき
たいというふうに考えて いるところでございま
す。

ございますけれども、現在のところ、このまま推移いたしますと、四十九鉱山ほど拠出の対象になる予想をしております。この四十九鉱山から、現段階では概算でございますけれども、六年間にわたりまして約三百億円、これを拠出してもらおうということでありまして、したがつて、運用益は約十五億円程度を見込んでおるということをございます。金利水準にいたしまして、年率五%程度の、いろいろな経費を差し引きまして五%程度の運用を現段階では考えておるということをございます。

ただ、もちろんこの法施行に当たりましては、対象となります施設ごとに坑廃水の処理費用を精査をいたしまして、通常予想されない大きな経済変動以外の要素を十分勘案の上、適切に設定をしていく予定でございまして、その結果この数字が若干変わることはあると思いますけれども、大筋の規模といたしましてはその程度のことを考えておるわけでございます。

特に、この金属鉱業事業団では、過去におきまして昭和四十八年から鉱害防止積立金の運用をしてきた実績がございまして、今回の鉱害防止事業基金につきましても、過去の鉱害防止積立金と同様、定期預金等の適切な運用が行われるものというふうに考えておりまして、金属鉱業事業団法におきましても余裕金の運用その他積立金の運用等管理規定を設けておりますので、それを遵守しながら適切な運用をさせてまいりたいというふうに考えております。

日本の鉱山は、先ほど大臣に答弁いただきましたように、歴史あるもののですけれども、現在は外国の鉱山に生産コストが競争に比較の問題で越來越をとっているにしても、しかし、日本としても必要だと思いますのは、外国にメタルを資源として輸入して仰ぐにしても、実際には業者は開発輸入ということで、日本の技術があつて外国の鉱山を開発して輸入をすると、こういうことでやっぱ

いと、いろいろ思つておるところでござります。

○梶原敬義君 そこは人にかかわる問題ですか
ら、十分な配慮をせひ移行過程においてはしていただきたいと思います。

次に、少しホットな金の話に移らせていただきたいんですが、私は今「日経サイエンス」一九九二年一月号を持っておりますが、そこで「菱刈と

九州の鉱床」ということで九州大学の井澤英二と

いう教授がまとめた資料と、それから同じく「黄

金の国」ジパンク 形成過程にある金鉱床」とい

う資料を持つておりますが、そこで「菱刈と

九州の鉱床」ということで九州大学の井澤英二と

すか。
○政府委員(黒田直樹君) ただいまの数字に間違
いございません。

なお、私申し上げましたのは、このほかに中小
鉱山の探鉱等を促進するための補助金がございま
して、それを合わせて二十億円ということでござ
います。

○梶原敬義君 時間がほとんどなくなりました
が、そういうように全国的に金属鉱業事業団を通
じて通産省の方も今頑張つておられます。こう
いう時期ですから、ひとつ渡部大臣、力を入れて
もう少し積極的に前にゴーというような形で旗を
振つてもらいたいな、このように思いますし、論
文を読んでみまして、九大の教授もこれから非常
に期待が持てるようなこともいろいろと書いてお
りまして、まだ未知の分野が相当残されているよ
うに承つておりますが、大臣のひとつ旗振りの決
意みたいなものをお聞かせをいただきたいと思
います。

○國務大臣(渡部恒三君) 国内鉱山の将来につい
て大変温かい御心配をちょうだいして、まずお礼
を申し上げます。

我が国の金属鉱山は、残念ながら今や資源供給
に占める割合が大変少なくなつたとは言いなが
ら、我が国の鉱物資源の安定供給確保上最もすぐ
は約三十五センチと狭いわけでございますが、最
高で金がトン当たり百七十一グラム、それから銀
がトン当たり八百十一グラムと極めて高品位の鉱
脈の捕捉があつたわけでございます。引き続きま
して、平成三年度にもその直下の追跡ボーリング
を行つたわけでございますが、こちらの方は余り
まだ優勢な鉱兆が出ていないということでござ
いまして、引き続き平成四年度におきましても重点
地域の一つといいたしましてこの金鉱床の発見に努
力をしていきたい、こういうふうに考えていると
ころでございます。ただ、具体的にどこをボーリ
ングするかというようなことにつきましては、現
在まだ検討中の段階でございます。

○政府委員(鈴木英夫君) 金属鉱業事業団は、委
員御高承のとおり、国いろいろ資源政策の実施
的機関として位置づけられておるわけでございま
すけれども、基本的には、特に坑廃水処理等につ
きましては技術開発の分野、それから坑廃水対策
に資します融資制度、こういう技術あるいは金融
面での支援機関ということをやってまいつておる
か。

○政府委員(鈴木英夫君) 金属鉱業事業団は、委
員御高承のとおり、国いろいろ資源政策の実施
的機関として位置づけられておるわけでございま
すけれども、基本的には、特に坑廃水処理等につ
きましては技術開発の分野、それから坑廃水対策
に資します融資制度、こういう技術あるいは金融
面での支援機関ということをやってまいつておる
か。

○梶原敬義君 よろしくお願いします。終わりま
す。

○三木忠雄君 この法案についてはいろいろ議論
されてきましたので、なるべく重複を避けて何点
か伺いたいと思います。

○梶原敬義君 広域地質構造調査で平成四年度七
億四千三百万、それから精密地質構造調査で四
度予算額二億九千万、前年より少しづつ減つてお
りますが、これはいたいたいた資料で間違ひないで

時間がもう少しありますから具体的にちょっと
お尋ねをしますが、先ほど言いました大分県の中
西部、特に引治を中心とする金鉱脈の問題は何度
再度精密地質構造調査というんですか、何かそ
ういう調査をやられるように承つておるんです。現
地の役場の方も何本かボーリングしてくれるんじ
やないかという。もし具体的に今計画があれば、
平成四年度の、なければひとつ早急に対応してい
ただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○政府委員(黒田直樹君) 先生今御指摘のよう
に、大分県につきましては、金鉱床探査の重点地
域の一つとして、平成元年度から九州中部地域の
探査の一環といたしまして物理探査あるいは地質
探査あるいはボーリング等を実施いたしております
ところでございます。

御指摘のように、平成二年度のボーリング調査
におきまして、引治地区におきまして、鉱脈の幅
は約三十五センチと狭いわけでございますが、最
高で金がトン当たり百七十一グラム、それから銀
がトン当たり八百十一グラムと極めて高品位の鉱
脈の捕捉があつたわけでございます。引き続きま
して、平成三年度にもその直下の追跡ボーリング
を行つたわけでございますが、こちらの方は余り
まだ優勢な鉱兆が出ていないということでござ
いまして、引き続き平成四年度におきましても重点
地域の一つといいたしましてこの金鉱床の発見に努
力をしていきたい、こういうふうに考えていると
ころでございます。ただ、具体的にどこをボーリ
ングするかというようなことにつきましては、現
在まだ検討中の段階でございます。

○政府委員(鈴木英夫君) 金属鉱業事業団は、委
員御高承のとおり、国いろいろ資源政策の実施
的機関として位置づけられておるわけでございま
すけれども、基本的には、特に坑廃水処理等につ
きましては技術開発の分野、それから坑廃水対策
に資します融資制度、こういう技術あるいは金融
面での支援機関ということをやってまいつておる
か。

○梶原敬義君 よろしくお願いします。終わりま
す。

○三木忠雄君 この法案についてはいろいろ議論
されてきましたので、なるべく重複を避けて何点
か伺いたいと思います。

○梶原敬義君 広域地質構造調査で平成四年度七
億四千三百万、それから精密地質構造調査で四
度予算額二億九千万、前年より少しづつ減つてお
りますが、これはいたいたいた資料で間違ひないで

の法律の一部改正の焦点だと思います。金属鉱業
事業団が鉱害防止事業を今までやつてきた、これ
にさらに財團法人、私は趣旨は賛成なんです。し
かし、屋上屋を重ねるような組織、システムにな
らないだろうかという点が、趣旨はいろいろ違う
でしようけれども、行政改革の立場からしてスク
ラップ・アンド・ビルトという立場で私たち国会

でずつといろいろ議論をしてきました。そういう
点から考えると、規模のしつかりした金属鉱業事
業団でこれもやつた方がいいんじゃないかとい
ふうな感じも私はしないわけではないでそれ
ども、この点はどういうふうにお考えになります
か。

○政府委員(鈴木英夫君) 金属鉱業事業団は、委
員御高承のとおり、国いろいろ資源政策の実施
的機関として位置づけられておるわけでございま
すけれども、基本的には、特に坑廃水処理等につ
きましては技術開発の分野、それから坑廃水対策
に資します融資制度、こういう技術あるいは金融
面での支援機関ということをやってまいつておる
か。

特に、今回の坑廃水処理につきましては、実際
には現場でこの坑廃水処理をいろいろやつていか
なければいけないというようなこともございま
して、それをやる人々、従業員の方々はそれなりに
て、それをやる人々、従業員の方々はそれなりに
やはり技術的な知識、実践的な技術的知識が必要
でありますし、かつ、この鉱業権者が主体的に今
後坑廃水処理対策をやつていきます上で、やはり
P P P の原則に基づきまして鉱業権者が出捐をし
ます機関で、かつ鉱業権者のもとにおります従業
員、専門的知識を有します専門員を糾合して、こ
の坑廃水処理を実践的に対応した方が効率的であ
ろうと、こういう判断もいたしまして、特に今回
は指定機関といふことで分けたわけでございま
す。むしろ、金属鉱業事業団はそれに対しますい
ろんな支援の面で力を尽くしていくということに
なるのが理想的ではないかと考えている次第でござ
います。

○三木忠雄君 越旨はいいんですよ。いいという
うえで、この法律の中で基金の拠出、それから財
法人の資源センターをつくる、こういう問題がこ
な

うな体制だけは希望として私は申し上げておきたい。しっかりと金融の面だとあるいはいろんな面の援助をしてあげないと、せつから一生懸命やろうとしても、抛出を恐らく業界では納得していると思うんですよ。だから、こういう財団法人資源環境センターをつくるんでしょうねけれども、やはり経済情勢の変動があったときに、それに縛られてしまふつき合いしなきやいけない、出さなきやならないとなつたときに経営基盤がおかしくなつてしまふんじゃないかと、こういう点を私は危惧いたすわけでございますので、その点はよく対応をしていただきたい。

それから一応三百億 坑廃水処理費として約十五億、これで行うわけでありますけれども、やはりこの坑廃水処理の費用の低減化を図つていい。今、例えば全体で十五億、十四億何ぼですかかかっているわけでありますけれども、やはり技術開発等によつて坑廃水処理の費用が低減できるんじゃないかな。これは想像されないかどうか、この点はどうですか。

によりましては、相当程度の低減も可能ではないかというふうに思つております。ただ、私ども、技術の動向も見ておりますけれども、抛出期間と考えております六年間程度、五、六年程度のタームで考えますと、現在の中和処理を中心としたしました技術から大幅に変わることはなかなか難しいんではないだろうかと。したがいまして、現実に行われている技術、現実に行われている事業を前提に抛出の額をやはり考えざるを得ない、かよう考へておるわけでござります。

技術の論議をしようと思いませんけれども、何か海外でパクチリアの方法をいろいろ導入したとか、坑廃水の処理に対する費用の低減を図るために、アメリカとかあるいはフランスとかカナダとか、いろいろ資料ももらっていますけれども、いろんな努力をしているわけですね。こういう努力に比べると、こういう技術を導入するということにつ

いて大分抵抗があるというふうな話を聞いていたわけですか、それともアメリカやフランスあるいはカナダのようなそういういい技術があれば、やはり導入した方が私はいいような感じを素人なりに感じているんですが、この点についていかがですか。

○三木忠雄君　もう一つ、老婆心ながら、運用益で処理し切れないといふいろいろな状態が起こつては、また、他方で微量金属を含む坑廃水の処理あるいは酸性水の処理につきましては、日本の技術もこれまで世界の第一級の水準にあるといふうに私ども自負をしているわけでございます。ただ、このよきな状況がござりますけれども、海外のいい技術を取り入れるということは日本の鉱山、鉱業のために非常に大事なことでござりますから、私ども、できるだけアンテナを高くしてそういう技術を吸収しながら、可能なものについて国内の鉱山に普及をしていきたいといふうに考えてます。

くるとした場合に、例えば今は十四、五億で処理ができる 있습니다けれども、これが運用益で坑廃水処理ができないというような場合には、どういう財政措置が何か考えていくつもりなんですか、その点について。

のよう^一に大型の工事を必要とするもの、こういうものにつきましては、拠出が完了して実際にこの結果をもつて対策を行う以前にこういうものをつくっておく、今のうちに、各企業が体力のあるうちにこういうものを用意していただくというのが第一でございます。

発等によりましてコストの低減を図っていく、これまでも人件費、原材料費等のコストアップを業の合理化なり技術開発で吸収してきたといふ史があるわけでございますので、将来のコスト、ツップに備えて極力技術開発等を進めて余力を持せるということが大事だらうかと思ひます。それから第三に、こういうようなことをいたしましても、さらにこれだけでは対応できないよ大きな問題が起る、あるいは大きな工事が必要となるという状況になりましたときには、その状況を見ながら、自治体等とも御相談をしながら対応策を検討していくと、かようななこと

なるうかと思います。
○三木忠雄君 人材の確保の問題、あるいはそこ
運用益でいろいろ坑廃水処理の技術開発をするこ
とも、この資源センターが成功してもらわ
なきやならない。鉱業事業団でいろいろ坑廃水を
今までやつてきた技術もあるわけです、助成をして
いろいろ育ててきた、あるいはまた、今入ろうと
している「二百何名」のこの坑廃水処理に対する技術
者、こういう人たちを含めて。
それから昨日ですか、余り確かな話は聞いて
ないんですけども、通産大臣が開発と環境とい
う問題でいろいろ講演をされたという話を一部の
新聞で見ました。私は非常に大事な問題だと感じ

アマゾン川の水銀の問題が話題になつたり、いろんな地域で開発に伴う鉱害というような問題が、日本が開発協力するという問題についても、この坑廃水の海外における技術協力とか援助とか、そういう形をやつて、かなきやうな問題が生じるんです。やはり開発と環境という問題をどうするかということで、海外の鉱山等の問題について、アマゾン川の水銀の問題が話題になつたり、い

来るんじやないかといふ私は考えなわけです。こういう問題等も含めて、やはりせつからくつくる資源センターですから、こういう海外に向ける坑廃水処理の技術協力だとか開発だと、あるいはこれからやろうとしている坑廃水の処理でありますとか、あるいは今までの公害防止事業団、筑波事業団、企画広業事業団、やつてふるさと、

○政府委員(中田哲雄君) 委員御指摘のとおり、部門も統合した方がむしろやるんであればいいんじゃないか、こういうような感じもするわけであります。むしろ金属鉱業事業団といふのは、新しい方向へ採掘するとか調査するとか、そういう方向に力が入つて、比較的鉱害というのは一部門で今まであつたわけですねけれども、せつかくこういう坑廃水の処理機関をつくるわけですから、そういうものを統合して、さらにそういう問題に対するしっかりしたセンターをつくっておくべきではないかと、こういうふうに考えるんですが、これは大臣に方向性だけ聞いておけばいいと思います。

技術の問題というのは、これらの鉱山の問題として非常に重要なとどういうように私どもも認識しております。指定機関の業務につきましては、まだ検討中でございますけれども、ぜひこのような技術面についても取り組みができるような体制がついていただくとありがたいなど、特に海外の鉱山との技術協力の問題等についても、ここが一つの日本の核になりまして協力ができるような体制ができればいいなとうふうに思っております。

それから、研究開発の問題につきましては、これはいろいろな段階があるわけでございまして、基礎研究もありますれば、実際の鉱山に応用する応用的なものもあるわけでござります。基礎研究の部分につきましては、どうしても民間企業だけでは難しい点もあるわけでございまして、金属鉱業事業団にもこれからやつていただきなければならぬ面が多くあるわけでございますし、また工業技術院傘下の研究所でも研究をしていかなければならぬ問題もあるわけでござります。

今度の指定機関につきましては、これらの国の中研究所あるいは金属鉱業事業団、またそれぞれ出資、出捐元であります鉱山各社とも十分に連携をとりまして、技術の情報交流の一つのコアになつていただきたいとありがたいと、かように考えているわけでございまして、これから財團をつくります過程で私たちもそのような意見を申し上げていきたいというふうに思っております。

○國務大臣(渡部恒三君) 今、三木先生からのお尋ねに政府委員から事務的な答弁をいたしましたけれども、私は過去の経験の中からやはり経済と環境を両立させていくこと、相反するかに思われるこの二つの命題に取り組んで、これを両立させていくことが政治であり、新しい時代を豊かに繁栄させていく我々の責任でなければならない。それは技術である。過去二十年、我が国は技術によってこれを克服してきた経験があります。今後の我々の当面する問題、これもまさにこの環境と経済、あるいは成長と申し上げていいかもしれません、これを両立させて人間の豊かな幸せをさらに進めていくことだと、それは技術だと、そういう考え方から今回の指定機関についてもこれを育ててまいりたい、こういうふうに考えておるわけでございます。

○三木忠雄君 それじゃ、もう余り時間がないから、レアメタルの問題で一、二、伺つておきたい

と思うんです。

海外の市況状況ですか、あるいは円高等、あるいは国内の需要の問題等でレアメタルが非常に下がっているわけですね。こういう問題と、レアメタルの備蓄の問題等について基本的にどういうふうに考えているか、その点についてまず伺つておきたいと思います。

○政府委員(黒田直樹君) レアメタルは、鉄鋼業とか電子工業を始めとして産業活動にとって必須の重要な資源でございますけれども、一方で供給構造を見てみると、我が国の場合にはほとんど全量輸入に依存している。しかも、その輸入をいたしてある国がかなりの鉱種において生産が偏在している。したがつて、輸入先がかなり偏在している。あるいはその生産開発面が、一部の国際資本によつて生産開発が行われていて、そのような、ある意味で非常に供給構造の脆弱性があるというふうに私も認識いたしております。

そういうことから、我が国といたしましては、昭和五十八年度から経済安全保障の観点を踏まえ

まして官民の協力によつてレアメタルの備蓄を実施してきている、これが現状でございます。

現在、

鉱業審議会の答申を受けまして、コバルトとかクロム、ニッケル等七つの鉱種につきまして、平成七年度末までに官民合わせて国内消費の六十日分を目標に備蓄を推進してきるところでござります。

現在時点は、平成三年度末におきまして国家備蓄が三十一・八日分、それから民間備蓄が十

三・六日分ということです、合計四十五・四日分の備蓄を達成しているというのが現状でございま

す。

○三木忠雄君 将来の問題として、超電導等が実用化されつつあること、超電導等が実際に考へられるべきであります。そういう新しい産業の展開によつて需要が相当喚起されるというような問題が予想されるんですが、そこはどうですか。

○政府委員(黒田直樹君) おつしやるよう、いろいろな発展も予想されることでございますし、また需給動向あるいは供給構造といふものもそのときどきまたいろいろな状況によつて変わつてくるものと思つております。したがつて、私ども、現在のところ平成七年度末、先ほど申し上げましたような備蓄の推進を行つておるわけございますけれども、つとに鉱業審議会におきましても、それとも、つとに鉱業審議会におきましても、その鉱種であるとか、あるいは量であるとかいつたものはその状況の変化に応じて見直していくべきことも指摘されているわけでございまして、状況の変化に対応できるように今後とも目配りをしておきます。

○三木忠雄君 これは、備蓄の費用は大体どのく

らいかけているんですか。本年度三・三日分増加するわけですね。それを国とそれから金属鉱業事業団でやつておるわけですから、それと民間

の備蓄に対する財政援助、この問題について具体的な数字があれば教えてください。

○政府委員(黒田直樹君) 備蓄の予算につきましては、一般会計で金属鉱業事業団が備蓄のために必要な資金を借り入れるもの全額利子補給をいたしております。その予算額が、平成四年度におきましては十八億七千七百万円でござります。なお、備蓄のための借入金でございますけれども、従来は金属鉱業事業団が市中金融機関から調達いたしておりましたけれども、平成四年度から財政投融資金を充当するということで、金利負担の軽減に努力いたしているところであります。

○三木忠雄君 ことしから財政投融資に変えたところは、長期にわたつて備蓄をしなきゃならないということで低利の融資を受けた、あるいは受けたいという考え方のものとに財投に変えたんですか。

○政府委員(黒田直樹君) 確かに、市況というのが必ずしも予算の年度と連動して動いているわけではございませんので、結果論として見ますと、後でのときの方が得だつたというようなこともあります。しかし、まだ現在いろいろな他の施策も含めまして、予算をそろ年度年度によつて変えるわけにもまいりませんし、安定的にやはりそういった備蓄の実施も行つていく必要があると考えております。

ただ、先生おつしやいましたように、もちろんこの年度におきまして、かつ、先ほど申し上げましたようないろいろな鉱種の備蓄を実施しているわけございまして、できるだけ効率的な使用が図られるよう運用面では最大限の努力をいたしていいるところでございます。

○三木忠雄君 最後に、通産大臣、貿易黒字が随分あるわけだから、こういうときに輸入を強化していくという意味においても、こういう問題はいろいろ差はあると思いますから、当たり外れといふか、あるいは相場の問題ですかいろいろな点はあろうと思いますけれども、こういうときにまとめて備蓄の問題はやはり早く推進しておいた方がいいのじゃないか、こういうふうな考え方を私は持つておるんですけど、通産大臣のお考えを伺つて、私の質問を終わらしたいと思います。

○國務大臣(渡部恒三君) 大変貴重な御意見でござります。私もそのように考えておりますので、今後も対処してまいりたいと思います。

○委員長(岩本政光君) 午前の質疑はこの程度に

とどめ、午後二時二十分まで休憩いたします。

午後零時二十六分休憩

午後二時二十分開会

行います。

○近藤忠孝君　金属鉱業の鉱害対策の重要性は、

これは広大な地域に莫大な農業被害、漁業被害を与えたこと、さらには、特に神通川ではイタイイ

タイ病まで発生してしまったということ、これをほつておきますと、人類の生存の基盤を揺るがす問題だということにあると思います。しかし、対

これは、一九一〇年ごろからイタイイタイ病が
策は大変おくれておつたと思ひます。

発生しておつたんですが、なかなか対策がきれないと、いま裁判に立ち上がったのは一九六八年、七二

年に裁判は決着をいたしました。その結果、イタ
イイタイ病に関する誓約書、さらに土壤汚染に關

する誓約書、公害防止協定、この三つの協定が作成されました。それ以来、このカドミウム被害地

域では二十年間にわたって毎年この協定に基づいて立入調査を行つてゐます。

私自身は、イタイイタイ病裁判の弁護団において、その後も二十年間、毎年いやらいませ

その後も二十年間毎年しゃれりませんでした。けれども、ほとんど立入調査に参加してまいりました。

した。この経験というものは、被害者の目で物を見ること、それから専門家、科学者の知識を

活用すること。それから企業の努力、この三つがそろいますと公害対策は十分できるし、また公害

根絶は可能であるというのが私自身の確信であります。

実際、例えば二十年前の立入調査が始まつたときには、廃水中のカドミウム濃度は九PPb、最近は一・四、だから九が一・四に下がつてゐるということであります。自然河川のカドミウム量が

○一・P.P.b ですから、今被害地域では、企業の努力も含めて自然界と同様にしようと、こういう力がされております。最初のころは、大変我々で企業の側とは嫌悪な状況にありまして、ショーチャー大げんか、大論争しました。しかし、そのうち我々が連れていった科学者の知恵を被害者の目に活用し、適用しますと、恐らく神岡鉱山は鉱石対策では日本一、ということは恐らく世界一の技術とノウハウを持つたと思うんですね。大変こればらしいことだと思うんです。

こういう被害地域の取り組みについて、大臣はどういう御認識をお持ちでしようか、まずお伺いしたいと思います。

○國務大臣 渡部恒三君 戦後、日本の経済が発展をしてまいりました。その中で、最大の問題は公害問題、環境問題、人の命は地球より重いということありますから、これは極めて重大な問題です。

しかし、それなら産業はつぶれてもいいのかどうということになれば、産業によってそこで働く人たちが職を得、また社会的な大きな役割を果たしておるわけでありますから、私は、今日我々に与えられている課題はこの環境と経済といふものをいかに調和させ、両立させるかであろうと思います。それは技術であって、今先生から神岡鉱山について技術開発の努力についての評価がありましたが、たけれども、これからもなお一層、今日地球に優しい産業というようなことが言われておりますが、人の命を尊重するという基本的な立場に立て、しかも産業を両立させるような技術開発の努力がさらに一層必要とされていくものと思います。

○近藤忠孝君 産業と環境との調和ということとで、環境との調和が強調されたために公害対策がむしろ無視されて公害が出てしまった、こういう歴史があるんです。ですから、まず環境を破壊しない産業ということがやっぱり大事だと思いますね。それなりに費用はかかります。今までの休廃止鉱山に対する費用もかかるし、またこの法案

によつてもそれはかかるんですが、私が指摘したいい点は、発生した公害の結果あるいは復元の費用に比べて公害予防の費用はそれほど高くないんだということなんですね。

まず指摘しますと、今まで三井金属が被害地域に払つたのは、賠償金がこれは三十三億円です。これは二十年前の一人一千万円で計算していますから低いので、実際もつと大変な甚大被害だつたと思いますね。それから、介護手当が十三億、医療費が二十一億、復元費用が、三井が負担した分が百二十億、全体は三百二十八億円で、これは大変莫大な損害だと思うんですね。金に計算できないう被害が大変あると思うんです。

それに対しても、今まで三井にかかつた費用は、委託研究費、学者に委託した費用が九千六百七十三万円です。それから立入調査費、これは専門家——私も行く場合には法律専門家でちゃんと向こうで費用を負担してくれるんですが、専門家の手当が五千三百九十一万円、二十年間です。だから、年間二、三百万の費用でこれは対策が立てられるわけですね。それで、実際それに基づいて投資した額は、これは廃水処理が六十億、排煙処理が二十四億、休鉱は五億円です。ですから、発生してしまった被害に比べて、このうち廃水処理、排煙処理は操業中のものですからそれほどの費用ではないので、私はやっぱり万全の体制をとるべきだというふうに思います。これは意見にとどめます。

そこで一つの質問は、もらつた資料によりますと、鉱害防止などの工事費の補助金、これが大体毎年三十億ぐらいです。これは補助金ですから、そうすると、実際の総額というのはどれほど年間全国でかかるといふんでしょうか。

○政府委員(中田哲雄君) 現在の休廃止鉱山における鉱害防止事業の年間の事業費総額は、義務者不存在鉱山で約三十三億円、義務者存在鉱山で約三十億円でございます。合計いたしますと、六十三億円程度ということでございます。

○政府委員(中田哲雄君) 法律に基づきます手続
といたしましては、基金への拠出に先立ちまして、まず特定施設の指定というものが行われます。次に、鉱害防止事業計画の届け出、そしてこの届け出を精査いたしました上で鉱山保安監督局部長が算定した額を通知して拠出額が固まるわけでございます。その後、各企業が拠出するわけでございます。

具体的にこの時期はどうかということでございますけれども、仮に年末までに法律が施行されるとことになりますと、平成五年度から拠出が始まられるわけでございます。拠出が六年以内とすることと分割拠出を認めておりますので、この期間をフルに使いますと、それから六年後に拠出が完了して事業が開始される、かようなことになります。

○近藤忠孝君 そうしますと、休廃止しまして、その後の当面の対策費用は鉱業権者が支出をする。それで、ずっとやつてきて一定期間やつてしましまだ安定しない、要するに流出しておるところ、そういうときに初めて指定になるわけですね。指定になつた後六年間かけて積み立て、その間はこれはやはり鉱業権者の負担だと思ふんですけど、そして積み終わつた後初めて指定機関が事業を開始すると、こう聞いていいですか。

○政府委員(中田哲雄君) 委員御指摘のとおりでございまして、指定機関が事業を開始いたしますのは基金への拠出が終了後でございます。その間は採掘権者等が鉱害防止事業を行っていくということになります。

○近藤忠孝君 通産の方から、坑廃水処理が必要な休廃止鉱山の位置図というので先ほど話がありございましたが、指定機関が事業を開始いたしますのは基金への拠出が終了後でございます。その間は採掘権者等が鉱害防止事業を行っていくということになります。

の答弁では何かこれは全部対象になるかのよう

答弁でしたが、全部対象に直ちになるんですか。

○政府委員(中田哲雄君) 四十九鉱山は、あくま

で新制度の対象となり得る鉱山でございます。つ

まり、四十九鉱山の中に事前の工事をいろいろや

るところが仮にありますと、この工事期間が終わ

った後に届け出その他が行われるわけでございま

すので、そういう意味では全部四十九鉱山が一齊

にといふことではないわけでござります。

○近藤忠孝君 そのような工事をして、結果的に

まだ要するに流出が安定しないという場合に初め

て指定になると、そういうふうに聞いてよろし

いですね。

○政府委員(中田哲雄君) 発生源対策が実施中の

鉱山については、先ほど申し上げましたように対

象にならないわけござります。これらの工事が

終わりまして排出量その他が安定すると、その時

点で初めて対象になるということござります。

○近藤忠孝君 この法律の適用というのは、個々

の休廃止鉱山個別に検討されるというふうに聞

いております。となりますと、休廃止鉱山といふ

のは、ここに指摘された四十九鉱山以外にも、ま

だ操業中の鉱山が持っている休廃止鉱山、例えば

神岡にも相当数の休廃止鉱山がありますね。しか

し、このようなものは、個々の特定施設ごとに検

討するとなれば、休廃止鉱山なので、こういった

ものは今回この法案では対象になるんですか、な

らないんですか。

○政府委員(中田哲雄君) 一部使用を終了してお

ります区域がある場合があるわけでござりますけ

れども、その鉱山全体が操業しているという状態

にある場合には、一部の区域が操業しておりませ

んでも休廃止鉱山とみなすのは無理があるわけでございまして、この場合には新制度の対象にはしないというふうに考えております。

○近藤忠孝君 そうしますと、神岡鉱山の場合

に、国内では比較的鉱床がいいようですが、技術

も優秀なようですが、将来ずっと先はわからぬけ

れども、当面というか相当の長期にわたって神岡

鉱山に今ある休廃止鉱山、それは今回の法案の指

定対象にはならない、こう理解してよろしいでしょ

うか。

○政府委員(中田哲雄君) 御指摘のとおりでござ

います。

○近藤忠孝君 今地元で一番心配しておりますの

は、先ほど申し上げたとおり、二十年前に九pp

bだったものが一・四まで下げた。今後、さら

ほど話をだと、まず水質汚濁防止法による基準が

あって、それと鉱山保安法が上乗せをして、しか

し、さらにこの地域では住民との協定あるいは住

民の申し出を受け入れて、さらに高い基準が設定

されていますね。問題は、しばらくの間はかなり

長期にわたって神岡は指定にならないけれども、し

しかし未来永劫ならないわけはないんですね。将

来、やっぱり鉱脈がなくなり採算が全く合わない

となると、全山が休廃止鉱山になる可能性がある

んです。その場合、せつからく住民がイタイイタイ

病発生、しかも裁判、しかも企業の努力、専門家

の知恵、こういった経過を経て相当高い水準まで

到達したこの水準が将来どうなるのか。私は、経

過から見れば絶対この水準は下げちゃいかぬと思

うんですよ。そういう保証はあるんですか。

○政府委員(中田哲雄君) 法令上の基準を超

える、あるいは監督局長の指示を超えるような水準のものを国が強制することはなかなか難しいわ

けでござりますけれども、鉱害防止対策が後退す

るということは非常にぐあいが悪いわけでござい

ます。採掘権者と地元との取り決めがある場合に

は、私ども、この取り決めの内容が鉱害防止事業

計画に反映されることになるだろうというふうに

見ておりまして、これに基づいて拠出なり事業な

りが行われるべきものというふうに考えておりま

るようになると、そうでない場合にはそういうぐあいに指導する、そういうことはお約束いただけますか。

○政府委員(中田哲雄君) 鉱害防止事業計画の指

定対象にはならない、こう理解してよろしいでしょ

うか。

○政府委員(中田哲雄君) 御指摘のとおりでござ

います。

○近藤忠孝君 今地元で一番心配しておりますの

は、先ほど申し上げたとおり、二十年前に九pp

bだったものが一・四まで下げた。今後、さら

ほど話をだと、まず水質汚濁防止法による基準が

あって、それと鉱山保安法が上乗せをして、しか

し、さらにこの地域では住民との協定あるいは住

民の申し出を受け入れて、さらに高い基準が設定

されていますね。問題は、しばらくの間はかなり

長期にわたって神岡は指定にならないけれども、し

しかし未来永劫ならないわけはないんですね。将

来、やっぱり鉱脈がなくなり採算が全く合わない

となると、全山が休廃止鉱山になる可能性がある

んです。その場合、せつからく住民がイタイイタイ

病発生、しかも裁判、しかも企業の努力、専門家

の知恵、こういった経過を経て相当高い水準まで

到達したこの水準が将来どうなるのか。私は、経

過から見れば絶対この水準は下げちゃいかぬと思

うんですよ。そういう保証はあるんですか。

○政府委員(中田哲雄君) 法令上の基準を超

える、あるいは監督局長の指示を超えるような水

準のものを国が強制することはなかなか難しいわ

けでござりますけれども、鉱害防止対策が後退す

ること、非常にぐあいが悪いわけでございま

す。

もう一つお聞きしたいのは、私が先ほど申し上

げたとおり、これはもしも三井金属が雇つたら相

当な費用がかかるほどの優秀な学者をたくさん連

れていて、例えば植栽やなんかについても相当

研究が進んで、あの地に適した植栽が既にもう実

現しかつてゐるんですよ。そのほかのすべての

対策が私は世界一と言つていいと思うんです。と

なりますと、これは私は後の指定機関が全国で

行う鉱害対策に十分にこの到達点は反映されるべ

きものだと思いますが、どうですか。

○政府委員(中田哲雄君) 私どもも、神岡鉱山に

つきまして長期にわたり植栽技術の改良等に取り

組まれておるということを伺つておるわけでござ

ります。特に、急傾斜地におきます土止め法でござ

りますとかいりいろな植栽方法等々につきまし

て、非常に合理的な実効性のある手法を開発され

ております。これらが、自然条件その他鉱山それぞれ違

うわけでございますけれども、応用できるものにつきましては今後全国的にも普及させていきたい

と、かように考えております。

○政府委員(中田哲雄君) 指定機関がこれから事業を始めて

いく場合、各地でやっぱり関係住民はたくさんお

ると思うんですね。その関係住民がそれぞれの意

見をこの指定機関に持つていくという場合に、こ

れはちゃんと受けとめられるんでしょうか。

○政府委員(中田哲雄君) 指定機関が現地で事業を推進するためには、住民の方々との意思疎通とい

うものは事業の円滑な実施のために必要である

う、不可欠であろうというふうに思つております。

○近藤忠孝君 もちろん不可欠であるので、申

入れた場合にちゃんと交渉に応じ、かつそい

う機関は期間と機会、これは十分設けてもらえる

と、そういうふうに理解してよろしいですか。

○政府委員 中田哲省君　ただいま申し上げま
　　うのは、指定機関の方が、私はこの法律に基づいてやつているので住民は関係ないといつて全然会わなかつたり意見に耳を傾けない場合には、これはしようがない、住民は東京まで来て鉱山保安局へ談判しなければいかぬです。それじゃつぱりむだだしね。問題は、神岡の今までの二十年間の経験もそうですねども、実際一緒にその場におつて、これはこうだ、これをあせいいや技術的に無理だ、いやこうすればできると、そういうふうにやつて初めて一步二歩前進してきたものなんですね。それを東京へ来て抽象的にあれやこれや言つたてて大体わからんんだから、やつぱりまず現場で第一義的に住民の意見がある場合には反映する、こういった姿勢が必要かと思うんですが、どうですか。

関が行わなかつたものについては、その義務が採掘権者等に残る、こういう規定でございます。
○近藤忠孝君　そうすると、こう理解していくで
すね。基本的には第一義的に採掘権者に鉱害防止
義務がある、これは変わらないと。ただ、この指
定機関がやる範囲ではダブりますから、そのダブ
る範囲においては責任が解かれる、こういう解釈
ですね。

とはこれは認めます。ただ問題は、これは環境庁に対する質問ですけれども、通産省だけに、鉱山庄保安行政だけに任せておつていいのかという問題がある。それは何しろ広大な地域ですし、しかも緑の問題、それから先ほどの植栽の問題また下流域に対する水の問題等々極めて広範囲な問題が多いんですね。これに対しても環境庁はどういうふうに考え、この問題にどのように対処するおつもりかお聞かせいただきたいと思います。

○説明員(橋本善太郎君) 御案内のようすに、我國でも旧足尾銅山のように極めて甚大な自然破壊が起きたという例がござりますことは事実でございまして、このようなことは再び起こつてはならないわけでござります。そのような観点から、環境庁といいたしましても十分注意深く見守つてまい

○近藤忠孝君 終わります。
○古川太三郎君 先ほども同僚議員が聞かれたか
と思ひますけれども、金属鉱業事業団の上に、上
にといふのか別に指定鉱業防止事業機関といふの
を設置される。その意味はわることはわかるん
ですけれども、本来ならば事業団のところでこの
事業も遂行していいんじやないかというのが一般的
的にはそう考えられるんですが、特になぜ別にす
るか。これは鉱害について、本当にこれからその
事業についてはもつともつと発展的に考えていく
たいんだというような趣旨がやつぱり含まれてい
るものなんでしょうか。そのことをちょっとお聞
きしたいんです。

○政府委員(鈴木英夫君) もとより、この坑廃水処理につきまして、金属鉱業事業団が実際に処理を担当するということとも考えられないわけではないですが、私どもこの法案を御提出するに当たりましていろいろ検討をいたしました結果、まず第一に、やはりこれは現在の法体系のもとでは、この種鉱害はPPPの原則といいますか、原因者が責任を持つて対応してもらうということが非常に大事でありますので、そうした点から鉱業権者等が出捐する民間の財團法人が行つていくというのが適切であるうということを第一に判断したわけでございます。

それから、さらに加えまして、この坑廃水処理の仕事は実際の実務でございまして、やはり指定機関がやりますことは、個々の鉱山の施設ごとに坑廃水処理の実務をやっていくと、実際の処理施設の運転でありますとか極めて実務的なことでござりますので、そういう点では、やはり民間で技術を培った方々が主体的にやっていただくというのが一番効率的ではないかというふうに考えたわけでございます。特に、金属鉱業事業団は、いろんな面での国内金属産業に対する支援を行つ

○政府委員(中田哲雄君) 次に法案の十三条第四項にこういう規定があります。事業機関が鉱害防止業務を実施している範囲内で探掘権者の鉱害防止義務を解除しようと。これはちょっと読み方によつてはいろんな解釈の仕方が出てくるんで、被害地ではちょっととこれ心配しておるんですが、これは正確にはどのように解釈すべきですか。

○政府委員(中田哲雄君) 第十三条第四項の規定は、指定機関が実施しております鉱害防止業務の範囲内で、これらの施設にかかわります探掘権者等の鉱山保安法上の鉱害防止義務が解除されるることを定めておるわけでござります。つまり、指定機関が実施していない鉱山保安法上の鉱害防止義務でございますとかあるいは危害防止義務、場合

○政府委員(中田哲雄君) 一般的には、鉱山によりまして定期的な水質の測定等々あるいは巡回等が行われておるわけでございまして、さらに鉱山保安監督部におきましても必要な水質測定等の監視体制をとっているところでございます。

○近藤忠義君 鉱山保安法による規制はかなり厳しく、かつてはすさんだつたんだけれども、イタイタイ病などが発生し社会の批判が高まる中でかなり厳しく行われてきた、現に行われているこ

鷹澤がもう山のように谷間にいまだに捨ててあるのを発見する、そういう場合もあるわけです。何しろ広大な範囲ですからね。人がふだん踏み入らぬ範囲ですから。この辺の常時監視体制はどうなっていますか。

の研究によつてかなりの程度まで進んではおるが、うけれども、まだ森林の問題にしたつて、それから谷川の水の問題にしたつて、それはたくさんのが問題を含んでおるんですね。それを鉱山保安行政だけに任せておつていいんだろうか。通産の方は、もう自分たちだけで大丈夫だと自信を持つてやつてもらつて結構なんです、大いにやつてほしいんです。ただ、それだけで、環境行政という面から見て、今のような御答弁で果たしてこれが国民的視野に立つて大丈夫なんだろか、もうちょっとと積極的に踏み込む部分がないのだろうかと思ふんですが、いかがですか。

に大事でありますので、そうした点から鉱業権者等が出捐する民間の財団法人が行っていくというのが適切であるうといふことを第一に判断したわけでございます。

それから、さらに加えまして、この坑廃水処理の仕事は実際の実務をございまして、やはり指定機関がやりますことは、個々の鉱山の施設ごとに坑廃水処理の実務をやつしていくと、実際の処理施設の運転でありますとか極めて実務的なことでございますので、そういう點では、やはり民間で技術を培った方々が主体的にやつていただくというのが一番効率的ではないかというふうに考えたわけでございます。特に、金属鉱業事業団は、いろんな面での国内金属産業に対する支援を行つ

はり破壊の規模の問題であるとか程度の問題であるとかいろいろあるうかと思ひます。その辺を十分勘案しながら私たちも対処していくことになろうと思ひます。

ておりますけれども、基本的にはそういう支援を行ふ機関として位置づけ、実際の実務は、やはり民間でやつていただくというのが最も効率的ではないかということが今回の結論でございます。

○古川太三郎君 金属鉱業事業団の鉱害対策というものもあることはあるのだろうと思うんです。それにも、指定鉱害防止事業機関を設けるというのならば、これは坑廃水対策だと思うんですねけれども、金属鉱業事業団だけの鉱害対策、これは一体どういう役割になつてくるのですか。

○政府委員(鈴木英夫君) 金属鉱業事業団がこの坑廃水対策についてやつておりますことは、一つは、民間ではなかなか行いがたい新しい技術の開発、特に応用技術を中心いたしまして技術開発の仕事をやつております。それから、坑廃水処理を行うに当たりまして、鉱業権者に対します融資、そういう面での金融上の支援をするというような仕事を主体的にやつておるわけでござります。なお、新法におきましては、今度は新たに設けられます基金の管理を行うことになるわけでござります。

○委員長(岩本政光君) この際、委員の異動について御報告いたします。

本日、近藤忠孝君が委員を辞任され、その補欠として市川正一君が選任されました。

○古川太三郎君 私が聞いているのは、金属鉱業事業団のそのものの鉱害対策、この役割というのは一体どういうものかと申し上げているんです。

○政府委員(鈴木英夫君) ただいま申し上げましたように、金属鉱業事業団は金属鉱山が行います鉱害防止活動に対しましてさまざまな支援を行つておるということでございまして、技術開発あるいは金融上の支援という点で側面的な支援を行つておるわけでございます。

○古川太三郎君 先ほどの同僚議員の発言にもありましたけれども、鉱害防止の費用というのと復元費用というのは非常に性質も違うだろうし、後

にやるということは大変な負担がかかるであります。

そういう意味から、金属鉱業事業団そのものも鉱害対策についてやはり真剣に考えていられるんだろうと思うんです。これは開発とか検査をされる部分もございましょうし、そのところで鉱害対策についてはどういう分担をされているのか、そのことをお聞きしたいのです。

○政府委員(鈴木英夫君) 金属鉱業事業団の中に

は鉱害部門、鉱害問題を担当する部門がございますけれども、ここで行つております内容でございま

ますが、金属鉱山等に起因いたしますカドミウム、砒素等の重金属による鉱害を防止するため

に、鉱害防止実施主体であります事業者、つまり鉱業権者等でござりますけれども、及び地方公共団体に対しまして、鉱害防止事業が円滑かつ効率

的に進むよう各種の支援を行つておるというのが金属鉱業事業団の鉱害部門の役割でございます。

具体的には、第一に、特定施設にかかわります鉱害防止資金あるいは農用地土壤汚染対策事業の

事業者負担金に対しまして融資、債務保証を行い

ますありますとか、二番目に、鉱害防止積立金の管理業務を行ふ、三番目に、鉱害防止技術の開

発のための調査研究業務を行ふ、四番目に、地方

公共団体が行う休廃止鉱山の鉱害防止事業のため

の調査指導業務及び指導支援業務を実施しておるわけでございます。

○古川太三郎君 先ほどからの話ですと、百ほどあつた鉱山が今二十六ぐらいになつておる、そし

て国内の銅の自給率といふのは〇・四ぐらいになつてしまつた。不足分はどうしても海外に出て開

発輸入といふのをやつておるんだろう、私はそう

思ふんだけれども、これは日本の埋蔵量が減少

されて今これが世界で起つておるという現状でございます。それだけに、鉱害対策について日本におく

かそういうものが起つておる、日本におく

でございます。それで、鉱害対策について日本が本当に無関心であつてはならないと思うんで

す。そういう面で、もし日本でこのような形の坑廃水の処理を確実にしていくならば、開

発輸入している途上国あるいは原産国のことでも

同じような考え方を持つて鉱害の処理をしなきや

ならぬ、こう思ふんですけれども、いかがですか。

○政府委員(鈴木英夫君) 海外の資源開発を行

ます本邦法人が環境対策について現地の環境対策

について十分な配慮を行うといふことは当然である

といふふうに考えておりまして、かつ本邦企業

が全く枯渇してしまうということではなくて、私はそ

う思ふんだけれども、それは確かに

経済的な条件との兼ね合いでそういう傾向をたど

ておるわけでございます。

○古川太三郎君 先ほどの同僚議員の発言にもあ

りましたけれども、鉱害防止の費用というのと復

元費用というのは非常に性質も違うだろうし、後

考えております。ただ、物理的にもちろん鉱石部

分が全く枯渇してしまうということではなくて、私はそ

う思ふんだけれども、それは確かに

から見ましても、十分そういう点に対応してい

けるものといふうに考えておる次第でございま

す。特に、海外の事業活動のうち環境対策につき

まして、当局としては直接の監督権限はございま

せんけれども、一般的に企業の海外における行動

基準につきましては私どもとしても非常に关心の

あるところでございまして、必要な要請を行い、

海外での環境保全、人の健康への被害予防につい

て万全が期せられるよう期待してまいりたいと

考えております。

〔理事松尾官平君退席、委員長着席〕

○古川太三郎君 最後に、大臣にお聞きしたい

でありますけれども、今確かに日本の公害が二十年おく

まで途上国に輸出されていると言われているとき

なんです。その外国では、現地政府の規制が非常

に不十分だというのも一つあります。いま一つ

は、規制があつても監視体制が弱いというのがあ

ります。今まで規制の運用が非常にルーズに行わ

れている。日本の企業が外国へ行つて、その国の

政府の言つたとおりにしたんだからこれは間違つ

ていないんだという言い方で逃げていて場合もある

わけなんです。

しかし、実際に鉱害が発生している、イタタイ

タイ病が出てきている、こういうことは、外国の

規制を守つたからいいんだというだけでは、後で

必ず日本が二十年前にやつたと同じように社会問

題になつてくるだろうと思うんです。それになる

前を通産省としては、こういう開発輸入をする必

要があるんですから、それだけに、鉱害を防止する

義務を課するような何か規制の仕方を考えてい

らつやるのかどうか、それよりも、外国でやる

ことだからそれは外国のことだという考え方でいら

つしゃるのかどうか、それだけに、鉱害を防止す

て、終わりたいと思います。

○國務大臣(渡部恒三君) これは、御承知のよう

に、今環境問題も地球規模で考えられておる時代

でありますから、公害とこれ例外ではない。こ

れは基本的な我々の政治に臨む姿勢であると思ひますけれども、具体的な問題については政府委員

から答弁をさせます。

○政府委員(鈴木英夫君) 現在、企業サイドで

も、海外進出に伴います環境保全ということにつ

いては、真剣に議論がなされていると私ども了解

をしております。特に、平成三年四月に経団連が

出しました地球環境憲章というのがござりますけれども、その中には、企業が守るべき行動指針としてまさにただいま委員御指摘のようなことが書かれておりますので、御披露させていただきたいと思うんですが、

大気、水質、廃棄物等の環境対策においては、

最低限進出先国の環境基準・目標等を遵守する

ことは当然であるが、進出先国の基準がわが国

よりゆるやかな場合、あるいは基準がない場合

には進出先国の自然社会環境を勘案し、わが国

の法令や対策実態を考慮し、進出先国関係者

とも協議の上で進出先国の地域の状況に応じて、適切な環境保全に努めること。なお、有害

物質の管理については日本国内並の基準を適用

すべきである。

というようなことが書かれておりまして、こうい

う姿勢で企業も海外の活動に臨んでもらえるもの

と私どもは期待しております次第でございます。

○委員長(岩本政光君) 他に御発言もないようで

すから、質疑は終局したものと認めます。

これより討論に入ります。

御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べ願

います。——別に御発言もないようですから、こ

れより直ちに採決に入ります。

金属鉱業等鉱害対策特別措置法の一部を改正す

る法律案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(岩本政光君) 全会一致と認めます。よ

つて、本案は全会一致をもって原案どおり可決す

べきものと決定いたしました。

福間知之君 私は、ただいま可決されました金

屬鉱業等鉱害対策特別措置法の一部を改正する法

律案に対し、自由民主党、日本社会党・護憲共同、

公明党・国民会議、連合参議院、民社党・スポー

ツ・国民連合の各派共同提案による附帯決議案を提出いたします。

案文を朗読いたします。

金属鉱業等鉱害対策特別措置法の一部を

改正する法律案に対する附帯決議(案)

政府は、本法施行に当たり、次の諸点につい

て適切な措置を講すべきである。

一 休廃止鉱山における坑廃水処理事業の確実

かつ永続的な実施のため、国の補助金等所要

資金の確保に努めること。

二 鉱業権者に対する鉱害防止事業基金への拠

出額の算定に当たっては、鉱業権者の責任の範囲を明確にした上で、的確な算定方式に基づいて必要額の拠出を求めることとし、その場合に、指定特定施設ごとの坑廃水処理費用低減対策工事の実施状況等を十分考慮し、鉱業権者に過重な負担を課すことのないよう配慮すること。

三 鉱業権者の鉱害防止事業基金

時期については鉱業権者の自主性を尊重するとともに、その資金調達の円滑化に十分配慮すること。

四 金属鉱業事業団において行われている坑廃水処理コストの低減化技術の研究開発等坑廃水処理技術に関する研究開発を積極的に推進すること。

五 指定鉱害防止事業機関について

な運営の早期確立に努めるとともに、関連する事業も行えるよう積極的な支援に努めること。

六 坑廃水処理事業の実施体制の整備に伴い、

集積される人材及び専門能力について、広く

発展途上国等の資源環境に係る技術協力にも資することができるよう努めること。

右決議する。

以上であります。

何とぞ委員各位の御賛同をお願い申し上げま

す。

○委員長(岩本政光君) ただいま福間知之君から

提出されました附帯決議案を議題とし、採決を行

本附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(岩本政光君) 全会一致と認めます。よ

つて、福間君提出の附帯決議案は全会一致をもつて本委員会の決議とすることに決定いたしました。

ただいまの決議に対し、渡部通商産業大臣から発言を求められておりますので、この際、これを許します。渡部通商産業大臣。

○國務大臣(渡部恒三君) ただいま御決議のありました附帯決議につきましては、その趣旨を尊重して本法案の適切な実施に努めてまいる所存であります。

○委員長(岩本政光君) なお、審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(岩本政光君) 御異議ないと認め、さよ

う決定いたしました。

○委員長(岩本政光君) 次に、ゴルフ場等に係る会員契約の適正化に関する法律案を議題といたします。

まず、提出者衆議院商工委員長代理和田貞夫君から趣旨説明を聴取いたします。和田君。

○衆議院議員(和田貞夫君) ゴルフ場等に係る会員契約の適正化に関する法律案について、その趣旨及び内容を御説明申し上げます。

近年、国民のライフスタイルの変化等を背景として、ゴルフ場その他の会員制のスポーツ施設やリゾート施設等に対するニーズが高まってきておりましたが、こうした中で会員制事業に係る募集行為や会員契約をめぐる消費者トラブルの発生が大きくな社会問題となつております。

第四に、会員制事業者または会員契約代行者に

対し、会員契約の締結をしようとするとき及び締

結したときにおいて、会員契約の概要等所定事項

を記載した書面の交付を義務づけるとともに、誇

大広告や不当な勧誘行為の禁止、業務及び財産の

状況に関する書類の閲覧、クーリングオフ等につ

いて規定し、顧客及び会員の保護を図ることとし

ております。

第五に、主務大臣は、会員制事業者に対する指

導、会員等からの苦情の解決、預託金等に係る会

員制事業者の債務の保証等の業務を行うために民

法第三十四条の規定により設立された法人を会員

本案は、こうした状況にかんがみ、ゴルフ場等に係る会員契約の締結及びその履行を公正にする

とともに、会員の利益の保護を図り、役務の提供を適正かつ円滑にするため、今般提案したものであります。

次に、本案の主な内容を御説明申し上げます。

第一に、本案においては、当事者的一方が相手

方に対してゴルフ場その他スポーツ施設または保

養のための施設で政令で定めるものを継続的に利

用させる役務を提供することを約し、相手方がこ

れに応じて一定額以上の金銭を支払うことと約す

る契約を会員契約とし、この会員契約に基づき役

務を提供する事業を行う者に対し規制を行うこと

といたします。

第二に、会員制事業者は、募集をしようとする

ときは、あらかじめ主務大臣に会員制事業者に関

する事項や会員契約に関する事項について届け出

なければならないこととしております。

第三に、会員制事業者または会員契約代行者は、施設が開設された後でなければ当該施設に係

る会員契約の締結をしてはならないこととしてお

ります。ただし、当該施設が開設されない場合に

おいて拠出金の二分の一以上に相当する額の金銭

を会員に支払うための措置がとられており、主務

大臣にその旨を届け出た場合は、開設のための行

政手続が終了していることを条件に、この限りで

ないものとしております。

制事業協会として指定することができる」としております。

その他、規制の実効性を担保するため、業務停止命令、罰則等所要の規定を整備いたしておりま

す。

以上が本案の趣旨及び内容であります。

よろしく御審議をお願いいたします。

○委員長(岩本政光君) 以上で趣旨説明の聴取は終わりました。

これより質問を行います。

○福間知之君 本日は、和田、額賀及び森本各衆議院商工の理事の皆さん、御苦労さまでございました。ただいま趣旨説明のありました法律案につきまして、私これから数点にわたって質問をさせていただきます。しかし、その内容は、後ほど質問をされる共産党を除きました各会派で合意をいたしました上でのものでございますので、答弁の方もよろしくお願いを申し上げます。

それでは、質問に入らせていただきます。
まず、発議者に対しまして一点お伺いをします。
昨年来、ゴルフ会員権乱売や預託金制度を悪用した会員制事業に関するトラブルが頻発をしており、社会問題化しております。国民生活センターや消費生活センターにもゴルフ会員権を初めリゾートクラブやスポーツクラブ等会員制事業に関する苦情や相談があふえてきております。こうした会員制事業につきましては規制法がありませんし、ほとんど野放しの状況であります。しかし、今となつては社会問題として取り上げられてもおられますし、これ以上の被害者の増加を招かないよう対処する必要があることは言うまでもありません。特に、消費者の被害を未然に防止し、会員としての適切な利益の保護を早急に図る必要があるのではないかと思われるのですが、このような状況、背景に関しまして、提案者の認識はいかがなものでござりますか。

○衆議院議員(額賀福志郎君) ただいま福間先生

から発議者に對して御質問があつたわけであります。私はかねてから、福間先生は原発問題等につきまして賢明なる御判断をしておりまして、尊敬をしておつたところであります。が、共産党を除く各会派を代表して御質問を受けたわけでござい

まして光榮に思つてゐる次第でございます。まさに福間先生のおっしゃるとおりでございまして、今ゴルフ場の数は約二千、ゴルフ人口一千五百万人を超え、延べプレー人数は一億人というふうに大変国民的なスポーツとして発展を続けてゐるわけであります。ところが昨年、茨城カントリークラブのようなあいう不祥事が起つたときに、我々は初めて気がついたのであります。が、何の法的措置もなかつたということに突然といたしました。

そこで、やつぱり消費者保護という観点から、各党の間で、自己責任の原則に立ちつつも必要最小限の規制を講じて消費者会員の保護を図ろうではないかといふことになりまして、ことしの初めから精力的に会合を重ねてまいりまして、法的な措置を講じた次第であります。それがこの原案でございます。何とぞ、各会派の皆さん方には前向

きに検討していただきまして、ぜひ本日採決されることを心から願ふるものであります。

この法案の内容につきましては、今言いました

ように自己責任の原則に立ちつつも、やはり事業者の内容、事業内容とか財務内容についてきち

とディスクローズしてほしい、そして会員、顧客となろうとする者が適切な判断ができるようにならうとする者が適切な判断ができるようにならうとする

ようということ、それから、いろんなトラブルと

いうものは大体事業計画を起こして開設するまでの間でござりますから、この募集時期に一定の制

限を加えて会員の利益を守ろうということであります。また、既存の事業者等に關しましても、会

員制事業協会なるものを設けまして、やはりこの

法の趣旨が浸透していくようにしていこうとい

うようなのがこの法律の建前でございまして、福

間先生のおっしゃいました認識と全く同一でござ

いますので、何とぞよろしくお願ひを申し上げま

す。

○福間知之君 大変丁寧な御答弁をありがとうございます。さいました。認識においても適切なお考えのよう

に拝察をいたしました。

それで、通産当局に對して、この法案が施行されると上での御判断、見解について数点伺います。

まず、本法案の対象となる会員契約に係る施設は、ゴルフ場のほか政令で定めることになつてお

りますが、まず会員権をめぐるトラブルの増加等の実態把握を十分に行うための体制の整備をする必要があるのではないかと考えます。その指定に

ついては、消費者被害の拡大を未然に防止するといふ観点から、機動的に対処していく必要がこれ

またあると思うのですが、いかがお考へでござい

ますか。

○政府委員(麻生渡君) この法案は、御指摘のようにゴルフ場のみならず、他のスポーツ施設あるいは保養施設につきまして対象とするという仕組みになつております。この場合に政令で対象を指定するわけでございますが、それは当然、いろいろ形で消費者トラブルが起こつておるということござります。何とぞ、各会派の皆さん方には前向

きに検討していただきまして、ぜひ本日採決されることを心から願ふものであります。

この法案の内容につきましては、今言いました

ように自己責任の原則に立ちつつも、やはり事業者の内容、事業内容とか財務内容についてきち

とディスクローズしてほしい、そして会員、顧客となろうとする者が適切な判断ができるようにならうとする者が適切な判断ができるようにならうとする

ようということ、それから、いろんなトラブルと

いうものは大体事業計画を起こして開設するまでの間でござりますから、この募集時期に一定の制

限を加えて会員の利益を守ろうということであります。また、既存の事業者等に關しましても、会

員制事業協会なるものを設けまして、やはりこの

法の趣旨が浸透していくようにしていこうとい

うようなのがこの法律の建前でございまして、福

間先生のおっしゃいました認識と全く同一でござ

いますので、何とぞよろしくお願ひを申し上げま

員制事業者あるいは既に施設を開設し事業を行つてゐる会員制事業者については、今後新たに募集を行わぬ限り、規制の対象とはならないといふことですが、こうした既存事業者が過去に問題を起こしたもの事実でございます。

そこで、募集を行わぬ既存事業者についても、でき得る限り会員とのトラブルを防止し、会員の権利が十分に保護されるというふうにするために、会員制事業協会を活用するなどして会員名簿の発行などによる会員数に関する情報の適正化を示すに努めるよう事業者に對し的確な指導を行う必要がありますかと想いますが、いかがですか。

○政府委員(麻生渡君) この法律は、確かに既存の事業者でも新たに追加募集をする際にディスクロージャーを行う、という規制の対象になつてくるわけでございますが、しかしながら、会員制事業の健全な発達という点から見ますと、このような法的義務とは一応離れましても、やはりできるだけ情報公開をするという点が望ましいというふうに考えております。

また、この法律では、会員制事業協会という形の事業者でも新たに追加募集をする際にディスクロージャーを行う、という規制の対象になつてくるわけでございますが、しかしながら、会員制事業の健全な発達という点から見ますと、このような法的義務とは一応離れましても、やはりできるだけ情報公開をするという点が望ましいというふうに考えております。

また、この法律では、会員制事業協会という形の事業者でも新たに追加募集をする際にディスクロージャーを行う、という規制の対象になつてくるわけで、いわば会員制事業者の自主的な規制団体といふものもできるわけでございます。したがいまして、このような事業協会の活用等を通じまして、できるだけ御指摘のございましたような会員数その他の経営に関する情報、施設に関する情報の開示に努めるよう事業者を指導してまいりたいと考えております。

○福間知之君 最近の社会問題化したゴルフ会員権に関するトラブルは、会員が業者に支払う預託金をめぐるもののが目についております。その本来の目的である施設の建設や会員制事業の運営に預託金が使用されずに、預託金を支払ったにもかかわらず施設が完成しなかつたり、他に流用されるなどの会員の利益の保護が十分ではなかつたといふことが問題になつておりますが、そうしたこと

が今後は行われることのないよう、そして本来の目的に支出されるように事業者を適切に指導す

べきではないかと思いますが、いかが対処されますか。

○政府委員(麻生渡君) 預託金が本来の事業の目的でございます施設の整備あるいは事業の運営そのものに行われるということが、会員制事業の発達のために非常に大事な点でございます。

この法律では、そのような観点から第一には、法第三条の主務大臣への届け出、その中で資金計画につきましても届け出がなされるという形になつております。さらに、第九条におきまして、会員は事業者に対しまして事業者の業務あるいは財産の状況をチェックできるというディスクロージャーを求める権利が規定されております。このような法律の規定を十分使いまして、御指摘のように、本来の趣旨に沿つた預託金の使用がなされるよう指導をしてまいりたいと考えております。

○福間知之君 ゼビ、その点はひとつ留意をされて対処願いたいと思います。

本法案が成立しても、施行日まで公布後一年以内と比較的長目の準備期間をとつております。本法の適用を嫌いまして、その間に駆け込みで開発許可を取得し会員募集を行う業者が続々とあらわれないとも限りません。通産当局にあつては、本法案の趣旨を十分尊重して、業者がいたずらに駆け込みに走ることのないよう関係機関と十分な連絡をとるべきであると思いますが、こうした懸念に対しどのように対処される御所見でどうか。

○政府委員(麻生渡君) この法律が実際に施行されるまでの間、御指摘のございましたように、開発許可との関係で募集時期が変わつてくるという問題がござります。この点につきましては、開発許可を与えます自治体、これがよくこの法律の趣旨を理解していくべきことが非常に大切であつると考えております。したがいまして、本法案が成立し次第、直ちに地方公共団体への法律の内容、趣旨の徹底を図りまして、御指摘のような駆け込みが生じないよう十分に連絡をとつてまいりたいと考えております。

○福間知之君 最後に、本法案の運用に当たりま

しては、会員契約に係る会員の利益の保護を図つてトラブルの発生を未然に防ぐために、本法案の趣旨を十分尊重して適切に行つていくことが重要かと思います。

重ねてこの点を指摘し、通産大臣の決意をお伺いして、質問を終わりたいと思います。

○国務大臣(渡部恒三君) 通産省としましては、ゴルフ場等の会員制事業をめぐる消費者トラブル防止は極めて重要な問題であると認識をいたしました。このため、昨年の秋から会員制事業適正化研究会において鋭意検討を行つてまいりました。このため、昨年の秋から会員制事業

に基づき、関係議員の先生方の御努力により提出されたものであり、まことに時宜を得たものであります。

政府としては、立法院の御趣旨と法案の目的、内容を十分に尊重し、会員契約に係る会員の利益の保護を図り、会員契約の適正化を図るために、本法の運用に万全を期してまいる所存でござります。

○市川正一君 本日は、どうもえらい御苦労さまです。

本法案については、我が党は、衆議院段階では、

○衆議院議員(額賀福志郎君) 市川正一先生の御質問にお答えをいたします。

お言葉ではあります、我が党を初め各党での法案を協議しておつた際に、商工委員会の理事をしていただいております共産党の小沢先生にも何回か参加していただきましてこの法案を作成したことは事実なので、付言させていただきたいと思います。

それから今御指摘の問題でございますが、会員契約のあり方にのみ対象を絞ったのはいかがな理由によるかということでござりますけれども、これは昨年にいろいろと起つりましたああいう悪質な業者から一般の会員の皆さん方が手ひどいダメージを受けたということに着目いたしまして、そこには何ら法的な規制の措置がなかつたわけござりますから、ここを消費者保護の観点から何らかの最小限の措置を講じて健全化を図つていいく

約の締結の仕方についてであり、それを営む事業者の事業規制でもなければ、その施設の設置それ自体についての規制でもありません。今会員契約のあり方が問題になつていることは確かに事実です。

同時に、詐欺的な事業を取り締まり、自然破壊、環境破壊などで地域社会を破壊しているゴルフ場やリゾート施設などそれ自体の規制を国民は切実に求めていると思うんです。本法案がこういう国民の切実な要求に真っ正面からこたえずいたしました。このため、昨年の秋から会員制事業に、契約のあり方に限つて立法なさつたのはなぜなんだろうか。

第七十一国会から七十二国会にかけて、議員立法として提案されました。ここに持つてまいりました。御記憶に生々しいと思いますが、結果的にこれは廃案になりましたけれども、このゴルフ

場規制法案でさえ、ゴルフ場の設置は届け出制、会員契約の募集は認可制をとつております。当

時から見れば事態ははるかに深刻であるにかわらず、規制の対象、会員契約のあり方のみに限定なさつた理由は何か、まずお伺いしたいと思

います。

○衆議院議員(額賀福志郎君) 市川正一先生の御質問にお答えをいたします。

お言葉ではあります、我が党を初め各党での法案を協議しておつた際に、商工委員会の理事をしていただいております共産党の小沢先生にも何回か参加していただきましてこの法案を作成したことは事実なので、付言させていただきたいと思います。

それから同時に、いろいろお話をございましたようですが、最終案をお持ちいただきてこれでどうかと、で私どもの衆議院の小沢君が理事に昇格をさせていただきまして、まことに光栄でございまして、本人にもさようによく衆議院商工委員会で小沢君が理事に昇格させていただいたということを申し伝えさせておきます。

○市川正一君 私は、率直に言って必要最小限とは言いがたいと思います。

それから、私どもの衆議院の小沢君が理事に昇格をさせていただきまして、まことに光栄でございまして、本人にもさようによく衆議院商工委員会で小沢君が理事に昇格させていただいたということを申し伝えさせておきます。

それから同時に、いろいろお話をございましたようですが、最終案をお持ちいただきてこれでどうかと、で私どもの小沢君が二、三の若干の問題を提起いたしましたが、これはもうこれでまとまつて、本人にもさようによく衆議院商工委員会で小沢君が理事に昇格させていただいたということを申し伝えさせておきます。

法案の内容について入らせていただきますが、どちら、第三条第一項第二号で、預託金の返還を担保するための措置の有無及びその内容を届けることになつております。実は、今回の茨城カントリークラブの事件でも問題になつたのはまさにこの点であります。ゴルフ場が開設されなくなつたのに預託金が申込者に返つてこなくなつた、踏んだりけつたりになつたわけですね。これを防止する一つの方法としては、万一一のことがあつても預託金は全額返還できるように一〇〇%の担保を

なのでございます。

もちろん、この発想の原点には、やはり市場経済、自由経済というものは規制はできるだけ少なくして自由な競争のもとで、大いなる発意のもとで企業の活力をもたらして国民経済に還元するのが原点でありますから、このゴルフ場をめぐる会員の利益を図る場合にも、自己責任の原点に立つて必要最小限の規制措置を講ずるというのが我々の基本的な考え方だつたわけであります。もちろん、事業者に対しましても、事業者と会員との間

ですが、この点はいかがでしようか。

○衆議院議員(森本晃司君) 市川先生の御質問に對してお答えさせていただきます。

この法律は、消費者の自己責任の原則の上に立つて、書面の交付等による情報の開示、会員契約締結時期の制限等必要最小限度の規制を行うこととしているものであります。このため、書面の交付義務等を定めて、会員に対し契約書面に預託金の保証措置の有無、保証措置の内容を盛り込むことによって預託金の保証に係る必要な情報を提供することとしております。これは、保証措置の有無は事業者の自主的な判断によるものではありませんが、消費者は契約締結時の書面内容を確認して、自己責任により保証措置の有無を踏まえて契約締結の選択を行うこととしたものであります。無は事業者の自主的な判断によるものではありませんが、消費者は契約締結時の書面内容を確認して、自己責任により保証措置の有無を踏まえて契約締結の選択を行うこととしたものであります。

○市川正一君 文章をよう読めばそんなことならぬというお答えだらうとは思つておりますけれども、まさにそうございましたが、私は、本当に事故やトラブルを防ぐという立場に立つならば、やはりそういう歯どめをやる必要があるんじやないかと思考いたしました。

もう一つの問題は、預託金の使い方について特設を名目にして預託金を集めながら、実は株の仕手戦にそれを使うたり、ゴルフに関係のない不動産投機にそれを流用して実際に問題になつております。こうした詐欺的商法を防止するためにも預託金の目的外使用を禁止する規定が必要ではなからうかと思うんですが、この点はいかがでございましょうか。

○衆議院議員(額賀福志郎君) 衆議院の商工委員会におきまして、今市川先生から御指摘がありました小沢先生に対しましては、委員会で私自民党の筆頭理事としていつも理事のよくな存在としてお扱い、お相手をさせていただいておりますから、本音が出てしまつたわけでございまして、御理解をいただきたいというふうに考へるわけであ

ります。

ただいまの御質問にお答えをさせていただきま

すが、なかなか難しい問題でございます。お金はなかなか色をつけて流れしていくものではありますので、これを法律的に縛つてこれ以外は使つち

やだめだよというふうにするには、これは第三者のチェックも必要でありますし、そういうことが果たしてできるのかどうかということもあります。あるいはまた、それ以外に事実をやつちやい

けないよというようなことを法律で決めることができるのかどうか、いろんな問題もござりますものですから、この際我々は、先ほど言いましたように、情報を開示する、会員の皆さん方は書面の交付によつて業務の内容あるいは財務内容についてこれを閲覧することができます。そうする

と、預託金によつて幾らぐらい金を集めて、それ

かとか、どういうふうに使われたかということが

あります。

かろうかと思うんですが、この点はいかがでございましょうか。

○衆議院議員(額賀福志郎君) ただいまの御質問に對してお答えをいたしました。

この書面の交付は、会員にならうとする者、顧客の立場から適切な判断ができるよう一定の情報を開示させようとしています。したがつて、その内容は具体的にはどうするかというと、この法律では通産省令で決めさせていただくということになつておりますから、市川先生が御指摘のように、会員にならうとする人が適切に正しく判断できるような内容のディスクローズをさせることが必要であろうというふうに思いますから、この法律が通つた時点では通産省にそついつた趣旨を踏まえて適切に対応するように指導していくようになつたと思います。

○市川正一君 私は、事前にトラブルを防止する立場に立てば書き分ける方がむしろ不適切ではなかろうかと、こう思考いたしております。

第四条でございますが、会員契約の締結時期の制限について、本条で施設開設後という規定はまさに適切だと私も考えます。しかし、ただし書きを入れておいたために、現在のゴルフ場造成の実態を見ますと本条の規定を空文にしかねないおそれを感じます。したがつて、実際の規制はまだ書きで行われる可能性が極めて大きいと私は思ふのですが、そこでお伺いしたいのは、拠出金の二分の二以上の保証委託契約があればよいということになつておりますが、なぜこれを全額にしないつのか、会員の権利保護をあえて薄める理由があるんだろうかという点をお伺いいたしたいと思ひます。

○衆議院議員(額賀福志郎君) この問題は、全額返還された方がいいのではないか、なぜ半分にした方がいいのか、いろいろと政策判断でございますから論議はあるわけでございますけれども、ほ

かの法律に照らし合わせたときに、例えばアリペイドカードとかあるいは割賦販売等の場合は二分の一の保全措置が講じられていることになつてお

ります。そういうことから、一つの日安は二分の二かなというふうに判断をしたことと、それから全額担保するようなことになりますと、それは必然的に事業者の負担とかあるいは顧客、会員にならうとする人の御負担にもなります。それでこの辺の調整の度合いが問題になるわけでござりますから、この辺はほかの法律に照らし合わせても二分の一前後が合理的で適切ではないかろうかといふうに各党の間で合意をさせていただいたということでございます。

○委員長(岩本政光君) 市川君、時間が参りましたので簡潔にお願いいたします。

○市川正一君 時間が参りましたので、私、昨日事前に詳細な質問の御説明をいたしましたので、既設のゴルフ場とのかかわり合いの問題だけを最後にお伺いして、質問を締めくくりたいと思いま

す。

一つは、本法案は、既設のゴルフ場で新規会員募集を行わないところは全く規制対象外になつております。これらのゴルフ場の中には休日などは人數が多くてプレーができない、こういうふうな苦情を私も耳にいたしております。既存のゴルフ場にも、第三条第一項の内容を法律施行後一定の猶予を置いて届け出させるとか、第五条に定める書面を交付するなどの措置が必要ではなかろうか。既存のゴルフ場を対象外にすることは、会員契約の適正化を名目に新規参入を規制して既存業者の利益を守るものなどといふ、そういうあらぬ疑いをかけられないためにも私はそこをはつきりすべきじゃないかというのが一つなんです。

もう一つは、現に開設しているゴルフ場の中

で、地理的、社会的条件から経営がうまくいくつ

いないところがあります。そして、アブル経済の

もとで高騰した会員権を投機の対象にした経過もあって、近々預託金の返済時期を迎えるものもあります。このままいきますと、そういうところを中心で預託金の返済不能という事態もささやかれております。

こういう問題に対し、提案者並びに政府、通

そこで、私が今問題にしたのは、流用する目的外使用についてやつぱり歯どめをすべきぢやなかろうかという問題提起でござります。関連しますので、第五条についてお伺いいたしました。第五条では、顧客に対する書面の交付と会員になつたときの書面の交付について書き分けていらっしゃいます。どうしてこういうことになるんだろかという疑問を持つんです。というの

は、第五条第二項の内容は、会員になるに当たつて、つまり顧客に対してその内容の書面を交付して、しかもきちっと説明して契約すべきではないか。要するに、第一項の段階から第二項で規定しているようなことを説明する必要があるんじゃな

ります。そのためには、その内容の書面を交付して、しかもきちっと説明して契約すべきではないか。要するに、第一項の段階から第二項で規定しているよう

ことを説明する必要があるんじゃな

四月二十四日予備審査のため、本委員会に左の案件が付託された。

一、ゴルフ場等に係る会員契約の適正化に関する法律案(衆)

ゴルフ場等に係る会員契約の適正化に関する法律案

ゴルフ場等に係る会員契約の適正化に関する法律

(目的) (目的)

第一条 この法律は、ゴルフ場等に係る会員契約の締結及びその履行を公正にし、並びに会員が受けることのある会員契約に係る損害の防止を図ることにより、会員の利益を保護し、あわせて会員契約に基づく役務の提供を適正かつ円滑にすることを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「会員契約」とは、当事者の一方が相手方に對してゴルフ場その他スポーツ施設又は保養のための施設であつて政令で定めるものを継続的に利用させる役務(以下「指定役務」という。)を提供することを約し、相手方がこれに応じて政令で定める金額以上の額の金錢を支払うことを約する契約をいう。

この法律において「会員制事業者」とは、会員契約に基づき指定役務を提供する事業(以下「会員制事業」という。)を行う者(会員制事業を行おうとする者を含む。)をいう。

この法律において「会員」とは、会員制事業者から会員契約に基づき指定役務の提供を受ける者をいう。

この法律において「募集」とは、広告その他のこれに類似する方法により会員契約の締結について、勧誘をし、若しくは勧誘をさせること又は会員契約の締結をすること若しくは会員契約の締結の代理若しくは媒介を行わせることをい

う。この法律において「会員契約代行者」とは、会員契約の締結の代理又は媒介を行ふ者をいう。

6 この法律において「預託金」とは、会員が会員

契約に基づき会員制事業者に支払う金錢(以下「拠出金」という。)のうち会員制事業者が会員

に対し将来返還することを約したものとい

(募集の届出)

第三条 会員制事業者は、募集をしようとするときは、あらかじめ、通商産業省令で定めるところにより、次に掲げる事項を主務大臣に届け出なければならない。

一 会員制事業者に関する事項であつて次に掲げるもの

イ 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名

ロ 会員制事業を行ふのに必要な資金の額及びその調達方法

ハ 指定役務に係る施設を所有権以外の権原に基づいて占有する場合であつては、当該

二 その他通商産業省令で定める事項

二 会員契約に関する事項であつて次に掲げるもの

イ 指定役務の内容

ロ 指定役務に係る施設の開設時期その他の当該施設についての計画に関する事項で通

商産業省令で定めるもの

ハ 会員の数についての計画

二 拠出金の種類及び額

ホ 会員に預託金を支払わせる場合にあつては、預託金の額及び据置期間並びに預託金の額の全部又は一部に相当する額の金錢を会員に返還することを担保するための措置の有無

ヘ 会員契約の変更に関する事項

ト 会員制事業者が会員の数についての計画を変更する場合において会員が会員契約を解除することができる旨の定めがあるときはその内容その他会員契約の解除に関する事項(第

十一条第一項から第三項までの規定に関する事項を含む。)

(書面の交付)

六 会員に預託金を支払わせる場合にあつては、預託金の額及び据置期間並びに預託金の額の全部又は一部に相当する額の金錢を会員に返還することを担保するための措置の有無

チ 損害賠償額の予定(違約金を含む。)に関する定めがあるときは、その内容

リ 会員契約に基づく会員の債権の譲渡に関する定めがあるときは、その内容

ス その他通商産業省令で定める事項

前項の規定は、同項の規定による届出があつた施設に係る募集をしようとするときは、適用しない。ただし、会員制事業者が、同項の規定により届け出た同項第一号に掲げる事項の変更(通商産業省令で定める軽微な変更を除く。)をした後に、又は同項の規定により届け出た同項第一号に掲げる事項の変更をして、募集をしようとするときは、この限りでない。

(会員契約の締結時期の制限)

第四条 会員制事業者又は会員契約代行者は、会員契約に係る施設が開設された後でなければ、当該施設に係る会員契約の締結をしてはならない。ただし、会員制事業者が政令で定める者の間において、政令で定めるところにより、当該施設に係る会員契約の締結をしてはならない。ただし、会員制事業者が政令で定める者の返還につき、その額の二分の一以上の額に相当する額の金錢の会員に対する支払を担保する契約(以下「保証委託契約」という。)を締結した後(当該施設の開設に係る工事に関し、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条の許可その他の法令に基づく許可等の処分で政令で定めるものが必要である場合にあつては、当該処分があつた後に限る。)に、通商産業省令で定めるところにより、主務大臣にその旨を届け出た場合において、当該保証委託契約に係る会員契約の締結をするときは、この限りでない。

五 拠出金の種類、額並びに支払の時期及び方法

三 指定役務に係る施設を所有権以外の権原に基づいて占有する場合にあつては、当該権原の内容

二 指定役務に係る施設の開設時期その他の当該施設についての計画に関する事項で通商産業省令で定めるもの

一 指定役務の内容及び提供時期

二 指定役務に係る施設の開設時期その他の当該施設についての計画に関する事項で通商産業省令で定めるもの

三 指定役務に係る施設を所有権以外の権原に基づいて占有する場合にあつては、当該権原の内容

二 会員契約の変更に関する事項

一 会員契約の変更に関する事項

九 損害賠償額の予定(違約金を含む。)に関する定めがあるときは、その内容

十 会員契約に基づく会員の債権の譲渡に関する定めがあるときは、その内容

十一 保証委託契約を締結している場合にあつては、その内容

一 会員契約の内容及びその履行に関する事項

二 会員契約の内容及びその履行に関する事項

三 会員契約の内容及びその履行に関する事項

四 会員契約の内容及びその履行に関する事項

五 会員契約の内容及びその履行に関する事項

六 会員契約の内容及びその履行に関する事項

七 会員契約の内容及びその履行に関する事項

八 会員契約の内容及びその履行に関する事項

九 会員契約の内容及びその履行に関する事項

十 会員契約の内容及びその履行に関する事項

十一 会員契約の内容及びその履行に関する事項

十二 会員契約の内容及びその履行に関する事項

十三 会員契約の内容及びその履行に関する事項

十四 会員契約の内容及びその履行に関する事項

十五 会員契約の内容及びその履行に関する事項

十六 会員契約の内容及びその履行に関する事項

十七 会員契約の内容及びその履行に関する事項

十八 会員契約の内容及びその履行に関する事項

十九 会員契約の内容及びその履行に関する事項

二十 会員契約の内容及びその履行に関する事項

二十一 会員契約の内容及びその履行に関する事項

二十二 会員契約の内容及びその履行に関する事項

二十三 会員契約の内容及びその履行に関する事項

二十四 会員契約の内容及びその履行に関する事項

二十五 会員契約の内容及びその履行に関する事項

二十六 会員契約の内容及びその履行に関する事項

二十七 会員契約の内容及びその履行に関する事項

二十八 会員契約の内容及びその履行に関する事項

二十九 会員契約の内容及びその履行に関する事項

三十 会員契約の内容及びその履行に関する事項

三十一 会員契約の内容及びその履行に関する事項

三十二 会員契約の内容及びその履行に関する事項

三十三 会員契約の内容及びその履行に関する事項

三十四 会員契約の内容及びその履行に関する事項

三十五 会員契約の内容及びその履行に関する事項

三十六 会員契約の内容及びその履行に関する事項

三十七 会員契約の内容及びその履行に関する事項

三十八 会員契約の内容及びその履行に関する事項

三十九 会員契約の内容及びその履行に関する事項

四十 会員契約の内容及びその履行に関する事項

四十一 会員契約の内容及びその履行に関する事項

四十二 会員契約の内容及びその履行に関する事項

四十三 会員契約の内容及びその履行に関する事項

四十四 会員契約の内容及びその履行に関する事項

四十五 会員契約の内容及びその履行に関する事項

四十六 会員契約の内容及びその履行に関する事項

四十七 会員契約の内容及びその履行に関する事項

四十八 会員契約の内容及びその履行に関する事項

四十九 会員契約の内容及びその履行に関する事項

五十 会員契約の内容及びその履行に関する事項

五十一 会員契約の内容及びその履行に関する事項

五十二 会員契約の内容及びその履行に関する事項

五十三 会員契約の内容及びその履行に関する事項

五十四 会員契約の内容及びその履行に関する事項

五十五 会員契約の内容及びその履行に関する事項

五十六 会員契約の内容及びその履行に関する事項

五十七 会員契約の内容及びその履行に関する事項

五十八 会員契約の内容及びその履行に関する事項

五十九 会員契約の内容及びその履行に関する事項

六十 会員契約の内容及びその履行に関する事項

六十一 会員契約の内容及びその履行に関する事項

六十二 会員契約の内容及びその履行に関する事項

六十三 会員契約の内容及びその履行に関する事項

六十四 会員契約の内容及びその履行に関する事項

六十五 会員契約の内容及びその履行に関する事項

六十六 会員契約の内容及びその履行に関する事項

六十七 会員契約の内容及びその履行に関する事項

六十八 会員契約の内容及びその履行に関する事項

六十九 会員契約の内容及びその履行に関する事項

七十 会員契約の内容及びその履行に関する事項

七十一 会員契約の内容及びその履行に関する事項

七十二 会員契約の内容及びその履行に関する事項

七十三 会員契約の内容及びその履行に関する事項

七十四 会員契約の内容及びその履行に関する事項

七十五 会員契約の内容及びその履行に関する事項

七十六 会員契約の内容及びその履行に関する事項

七十七 会員契約の内容及びその履行に関する事項

七十八 会員契約の内容及びその履行に関する事項

七十九 会員契約の内容及びその履行に関する事項

八十 会員契約の内容及びその履行に関する事項

八十一 会員契約の内容及びその履行に関する事項

八十二 会員契約の内容及びその履行に関する事項

八十三 会員契約の内容及びその履行に関する事項

八十四 会員契約の内容及びその履行に関する事項

八十五 会員契約の内容及びその履行に関する事項

八十六 会員契約の内容及びその履行に関する事項

八十七 会員契約の内容及びその履行に関する事項

八十八 会員契約の内容及びその履行に関する事項

八十九 会員契約の内容及びその履行に関する事項

九十 会員契約の内容及びその履行に関する事項

九十一 会員契約の内容及びその履行に関する事項

九十二 会員契約の内容及びその履行に関する事項

九十三 会員契約の内容及びその履行に関する事項

九十四 会員契約の内容及びその履行に関する事項

九十五 会員契約の内容及びその履行に関する事項

九十六 会員契約の内容及びその履行に関する事項

九十七 会員契約の内容及びその履行に関する事項

九十八 会員契約の内容及びその履行に関する事項

九十九 会員契約の内容及びその履行に関する事項

一百 会員契約の内容及びその履行に関する事項

一百一 会員契約の内容及びその履行に関する事項

一百二 会員契約の内容及びその履行に関する事項

一百三 会員契約の内容及びその履行に関する事項

一百四 会員契約の内容及びその履行に関する事項

一百五 会員契約の内容及びその履行に関する事項

一百六 会員契約の内容及びその履行に関する事項

一百七 会員契約の内容及びその履行に関する事項

一百八 会員契約の内容及びその履行に関する事項

一百九 会員契約の内容及びその履行に関する事項

一百十 会員契約の内容及びその履行に関する事項

一百十一 会員契約の内容及びその履行に関する事項

一百十二 会員契約の内容及びその履行に関する事項

一百十三 会員契約の内容及びその履行に関する事項

一百十四 会員契約の内容及びその履行に関する事項

一百十五 会員契約の内容及びその履行に関する事項

一百十六 会員契約の内容及びその履行に関する事項

一百十七 会員契約の内容及びその履行に関する事項

一百十八 会員契約の内容及びその履行に関する事項

一百十九 会員契約の内容及びその履行に関する事項

一百二十 会員契約の内容及びその履行に関する事項

一百二十一 会員契約の内容及びその履行に関する事項

一百二十二 会員契約の内容及びその履行に関する事項

一百二十三 会員契約の内容及びその履行に関する事項

一百二十四 会員契約の内容及びその履行に関する事項

一百二十五 会員契約の内容及びその履行に関する事項

一百二十六 会員契約の内容及びその履行に関する事項

一百二十七 会員契約の内容及びその履行に関する事項

一百二十八 会員契約の内容及びその履行に関する事項

一百二十九 会員契約の内容及びその履行に関する事項

一百三十 会員契約の内容及びその履行に関する事項

一百三十一 会員契約の内容及びその履行に関する事項

一百三十二 会員契約の内容及びその履行に関する事項

一百三十三 会員契約の内容及びその履行に関する事項

一百三十四 会員契約の内容及びその履行に関する事項

一百三十五 会員契約の内容及びその履行に関する事項

一百三十六 会員契約の内容及びその履行に関する事項

一百三十七 会員契約の内容及びその履行に関する事項

一百三十八 会員契約の内容及びその履行に関する事項

一百三十九 会員契約の内容及びその履行に関する事項

一百四十 会員契約の内容及びその履行に関する事項

一百四十一 会員契約の内容及びその履行に関する事項

一百四十二 会員契約の内容及びその履行に関する事項

一百四十三 会員契約の内容及びその履行に関する事項

一百四十四 会員契約の内容及びその履行に関する事項

一百四十五 会員契約の内容及びその履行に関する事項

一百四十六 会員契約の内容及びその履行に関する事項

一百四十七 会員契約の内容及びその履行に関する事項

一百四十八 会員契約の内容及びその履行に関する事項

一百四十九 会員契約の内容及びその履行に関する事項

一百五十 会員契約の内容及びその履行に関する事項

一百五十一 会員契約の内容及びその履行に関する事項

一百五十二 会員契約の内容及びその履行に関する事項

一百五十三 会員契約の内容及びその履行に関する事項

一百五十四 会員契約の内容及びその履行に関する事項

一百五十五 会員契約の内容及びその履行に関する事項

一百五十六 会員契約の内容及びその履行に関する事項

一百五十七 会員契約の内容及びその履行に関する事項

一百五十八 会員契約の内容及びその履行に関する事項

一百五十九 会員契約の内容及びその履行に関する事項

一百六十 会員契約の内容及びその履行に関する事項

一百六十一 会員契約の内容及びその履行に関する事項

一百六十二 会員契約の内容及びその履行に関する事項

一百六十三 会員契約の内容及びその履行に関する事項

一百六十四 会員契約の内容及びその履行に関する事項

一百六十五

十二 前各号に掲げるもののほか、会員契約の内容及びその履行に関する事項であつて通商産業省令で定めるもの

3 第三条第一項の規定による届出をした会員制事業者は、会員の数についての計画その他の会員契約に関する事項であつて通商産業省令で定めるものを変更しようとするときは、あらかじめ、通商産業省令で定めるところにより、会員に対し、当該変更の内容を記載した書面を交付しなければならない。

(詩大広告の禁止)

第六条 会員制事業者又は会員契約代行者は、会員契約に関する事項について広告をするときは、指定役務の内容、指定役務に係る施設の概要、会員の数についての計画その他の通商産業省令で定める事項について、著しく事実に相違する表示をし、又は実際のものよりも著しく優良であり、若しくは有利であると人を誤認させるような表示をしてはならない。

(会員契約の締結又は更新についての勧誘等)

第七条 会員制事業者又は会員契約代行者は、会員契約の締結又は更新についての勧誘をするに際し、会員契約に関する事項であつて、顧客の判断に影響を及ぼすこととなる重要なものにつき、故意に事実を告げず、又は不実のことを告げる行為をしてはならない。

2 会員制事業者は、会員契約の解除を妨げる目的をもつて、会員契約に関する事項であつて、会員の判断に影響を及ぼすこととなる重要なものにつき、不実のことを告げる行為をしてはならない。

(不当な行為等の禁止)

第八条 会員制事業者又は会員契約代行者は、次に掲げる行為をしてはならない。

一 威迫する言動を交えて、会員契約の締結若しくは更新についての勧誘をし、又は会員契約の解除を妨げること。

二 会員契約に基づく債務又は会員契約の解除によつて生ずる債務の全部又は一部の履行を

拒否し、又は不适当に遅延させること。

三 前二号に掲げるもののほか、会員契約に関する行為であつて、顧客又は会員の保護に欠けるものとして通商産業省令で定めるもの

事業者は、会員の数についての計画その他の会員契約に関する事項であつて通商産業省令で定めるものを変更しようとするときは、あらかじめ、通商産業省令で定めるところにより、会員に対し、当該変更の内容を記載した書面を交付しなければならない。

(書類の閲覧)

第九条 第三条第一項の規定による届出をした会員制事業者は、通商産業省令で定めるところにより、当該会員制事業者の業務及び財産の状況を記載した書類を、会員契約に関する業務を行う事業所に備え置き、会員の求めに応じ、閲覧させなければならない。

(指示)

第十条 主務大臣は、会員制事業者が第三条から前条までの規定に違反し、又は会員契約代行者が第四条、第五条第一項若しくは第二項、第六条、第七条第一項若しくは第八条の規定に違反した場合において、会員契約の締結及びその履行の公正並びに会員の利益が害されるおそれがあると認めるときは、その会員制事業者又は会員契約代行者に対し、会員契約の締結、更新又は解除に係る業務に関し必要な措置をとるべきことを指示することができる。

(業務の停止等)

第十一条 主務大臣は、会員制事業者が第三条から第九条までの規定に違反し、若しくは会員契約代行者が第四条、第五条第一項若しくは第二項、第六条、第七条第一項若しくは第八条の規定に違反した場合において、会員契約の締結及びその履行の公正並びに会員の利益が害されるおそれがあると認めるときは、その会員制事業者又は会員契約代行者に対し、会員契約の締結、更新又は解除に係る業務に関し必要な措置をとるべきことを指示することができる。

(業務の停止等)

第十二条 会員は、第五条第二項の書面を受領した日から起算して八日を経過したときを除き、書面により会員契約の解除を行うことができない。この場合において、会員制事業者は、当該会員契約の解除に伴う損害賠償又は違約金の支払を請求することができない。

2 前項の会員契約の解除は、当該会員契約の解除を行った書面を発した時に、その効力を生ずる。

3 会員制事業者は、第一項の会員契約の解除があつた場合には、既に当該会員契約に基づき役務が提供されたときにおいても、会員に対し、当該役務の提供により得られた利益に相当する金銭の支払を請求することができない。

4 前三項の規定に反する特約で会員に不利なもののは無効とする。

(会員制事業協会)

第十三条 主務大臣は、会員契約の締結及びその履行を公正にし、並びに会員の利益を保護するとともに、会員契約に基づく役務の提供を適正かつ円滑にすることを目的として民法(明治二十九年法律第八十九号)第三十四条の規定により設立された法人であつて、次条に規定する業務を適正かつ確実に行なうことができると認められるものを、その申請により、当該業務に係る会員制事業の種類を定めて会員制事業協会として指定することができる。

2 主務大臣は、前項の規定による指定をしたところにおいて、会員契約の締結及びその履行の公正並びに会員の利益が著しく害されるおそれがあると認めるとき、又は会員制事業者若しくは会員契約代行者が前条の規定による指示に従わないときは、その会員制事業者又は会員契約代行者に対し、一年以内の期間を限り、会員契約の締結、更新又は解除に係る業務の全部又は一部を停止すべきことを命ずることができる。

(会員制事業協会の業務)

第十二条 会員は、第五条第二項の書面を受領した日から起算して八日を経過したときを除き、書面により会員契約の解除を行うことができる。

1 会員制事業を行うに当たり、この法律その他の法令の規定を遵守させるための会員制事業者に対する指導、勧告その他の業務

2 会員制事業に関する広報その他の会員制事業に対する指導、勧告その他の業務

3 会員制事業の業務に対する会員等からの苦情の解決

4 預託金等に係る会員制事業者の債務の保証

5 会員制事業に関する広報その他の会員制事業協会の目的を達成するため必要な業務

6 会員制事業協会の運営に係る改善が必要であると認めるときは、会員制事業協会に対し、その改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(改善命令)

第十五条 主務大臣は、会員制事業協会の前条に規定する業務の運営に係る改善が必要であると認めるときは、会員制事業協会に対し、その改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(指定の取消し等)

第十六条 主務大臣は、会員制事業協会が前条の規定による命令に違反したときは、第十三条第一項の規定による指定を取り消すことができる。

2 主務大臣は、前項の規定により指定を取り消したときは、その旨を公示しなければならない。

(報告及び立入検査)

第十七条 主務大臣は、この法律の施行のため必要があると認めるときは、政令で定めるところにより会員制事業者若しくは会員契約代行者に對し報告を求め、又はその職員に、会員制事業者若しくは会員契約代行者の事業所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 主務大臣は、第十四条に規定する業務の適正な運営を確保するため必要があると認めるとき

は、会員制事業協会に対しその業務若しくは財産に關して報告若しくは資料の提出を求める、又はその職員に、会員制事業協会の事務所に立ち入り、その業務若しくは財産の状況若しくは帳簿、書類その他物件を検査させることができる。

3 前二項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

4 第一項又は第二項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(経過措置)

第十八条 この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置(罰則に関する経過措置を含む)を定めることができ

(適用除外)

第十九条 この法律の規定は、この法律以外の法律の規定であつてこれにより会員の利益の保護が確保されるものの適用を受ける契約の締結又はその代理若しくは媒介の行為として政令で定めるものについては、適用しない。

2 この法律の規定は、特別の法律に基づいて設立された組合並びにその連合会及び中央会その他他の政令で定める者がその直接又は間接の構成員と締結する会員契約については、適用しない。

3 この法律の規定は、國又は地方公共団体が会員制事業者として締結する会員契約については、適用しない。

(主務大臣)

第二十条 この法律における主務大臣は、通商産業大臣及び当該会員契約に係る役務を提供する事業を所管する大臣とする。

(権限の委任)

第二十一条 この法律により主務大臣の権限に属する。

する事項は、政令で定めるところにより、地方支分部局の長又は都道府県知事に行わせることができる。

(罰則)

第二十二条 次の各号の一に該当する者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

一 第七条第一項又は第二項の規定に違反した者

二 第十一条第一項の規定による命令に違反した者

三 第二十三条 次の各号の一に該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

一 第三条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をして募集をした者

二 第四条の規定に違反して、会員契約の締結をした者

三 第五条第一項から第三項までの規定に違反して、書面を交付せず、又はこれらの規定に規定する事項が記載されていない書面若しくは虚偽の記載のある書面を交付した者

四 第六条の規定に違反して、著しく事実に相違する表示をし、又は實際のものより著しく優良であり、若しくは有利であると人を誤認させるような表示をした者

五 第九条の規定に違反して、書類を備え置かず、若しくは会員の求めに応じて閲覧させず、又は虚偽の記載のある書類を備え置き、若しくは会員に閲覧させた者

六 第十七条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

七 第十七条第二項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の資料の提出をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

は、行為者を罰するほか、その法人又は人に對して各本条の罰金刑を科する。

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

第二条 この法律の施行の日から起算して三十日を経過する日までの間に会員制事業者が行う募集についての第三条第一項の規定の適用については、同項中「あらかじめ」とあるのは「この法律の施行の日から起算して三十日以内に」とする。

第三条 第四条の規定は、この法律の施行前にその開設に係る工事に關し必要とされる同案に規定する許可等の処分で政令で定めるものがあつた施設に係る会員契約の締結については、適用しない。

第四条 第五条第二項及び第十二条の規定は、この法律の施行前に締結された会員契約については、適用しない。

第五条 第五条第二項及び第十二条の規定は、この法律の施行前に締結された会員契約については、適用しない。

第六条 第五条第二項及び第十二条の規定は、この法律の施行前に締結された会員契約については、適用しない。

第七条 第五条第二項及び第十二条の規定は、この法律の施行前に締結された会員契約については、適用しない。

第八条 第五条第二項及び第十二条の規定は、この法律の施行前に締結された会員契約については、適用しない。

第九条 第五条第二項及び第十二条の規定は、この法律の施行前に締結された会員契約については、適用しない。

第十条 第五条第二項及び第十二条の規定は、この法律の施行前に締結された会員契約については、適用しない。

第十一条 第五条第二項及び第十二条の規定は、この法律の施行前に締結された会員契約については、適用しない。

第十二条 第五条第二項及び第十二条の規定は、この法律の施行前に締結された会員契約については、適用しない。

第十三条 第五条第二項及び第十二条の規定は、この法律の施行前に締結された会員契約については、適用しない。

第十四条 第五条第二項及び第十二条の規定は、この法律の施行前に締結された会員契約については、適用しない。

第十五条 第五条第二項及び第十二条の規定は、この法律の施行前に締結された会員契約については、適用しない。

第十六条 第五条第二項及び第十二条の規定は、この法律の施行前に締結された会員契約については、適用しない。

第十七条 第五条第二項及び第十二条の規定は、この法律の施行前に締結された会員契約については、適用しない。

第十八条 第五条第二項及び第十二条の規定は、この法律の施行前に締結された会員契約については、適用しない。

第十九条 第五条第二項及び第十二条の規定は、この法律の施行前に締結された会員契約については、適用しない。

第二十条 第五条第二項及び第十二条の規定は、この法律の施行前に締結された会員契約については、適用しない。

第二十一条 第五条第二項及び第十二条の規定は、この法律の施行前に締結された会員契約については、適用しない。

第二十二条 第五条第二項及び第十二条の規定は、この法律の施行前に締結された会員契約については、適用しない。

第二十三条 第五条第二項及び第十二条の規定は、この法律の施行前に締結された会員契約については、適用しない。

第二十四条 第五条第二項及び第十二条の規定は、この法律の施行前に締結された会員契約については、適用しない。

平成四年五月二十二日印刷

平成四年五月二十五日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

K